

家庭教育支援手法等に関する検討委員会（第1回）
議事次第

- 1 日時 平成27年7月10日（金）10:00～12:00
- 2 場所 文部科学省 生涯学習政策局会議室（東館9階）
- 3 議題 「訪問型家庭教育支援の現状と課題について」
- 4 議事次第
 - (1) 趣旨・施策説明
 - (2) 家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業中間報告
 - (3) 討議
- 5 配付資料
 - 資料1 家庭教育支援手法等に関する検討委員会設置要綱
 - 資料2 検討委員会 委員一覧
 - 資料3 検討委員会スケジュール（案）
 - 資料4 検討委員会の検討内容の公開について（案）
 - 資料5 家庭教育支援手法等に関する現状について
 - 資料6 訪問型家庭教育支援チームの課題
 - 資料7 泉大津市中間報告発表資料
 - 資料8 田原市中間報告発表資料
 - 資料9 別府市中間報告発表資料
 - 資料10 主な論点（案）
 - 資料11 調査研究（案）机上配布
 - ・家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会における審議の整理
 - ・家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書
つながりが創る豊かな家庭教育

家庭教育支援手法等に関する検討委員会設置要綱

平成 27 年 6 月 23 日

生涯学習政策局長決定

1 趣旨

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭の孤立化等が指摘されるなど、社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっている。

このため、平成 25 年度に「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を開催し、家庭教育支援チームの組織化、効果的な取組を行うための知見・ノウハウについて検討を行ったところ。

本年度は、この議論において今後の検討課題となっていた部分のうち、訪問型家庭教育支援の手法や訪問型家庭教育支援に関わる人材の養成を中心に検討することとする。

2 検討内容

- (1) 家庭教育支援チームにおける訪問型家庭教育支援手法の在り方に関する検討
- (2) 訪問型家庭教育支援に係る人材養成に関する検討
- (3) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項

3 実施方法

検討委員会における委員は各分野の専門家等で構成し、2 に掲げる事項について検討を行う。なお、必要に応じて、委員以外の者の協力を得ることができる。

4 実施期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

5 その他

- (1) 委員会の庶務は、生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

家庭教育支援手法等に関する検討委員会 委員

相川	良子	NPO法人ピアサポートネットしづや理事長
岩金	俊充	やまぐち総合教育支援センタースクールソーシャルワーカー エリアスーパーバイザー
川口	厚之	湯浅町教育委員会副次長・指導主事
小寺	康裕	東京都教育庁指導部主任指導主事
西郷	泰之	大正大学人間学部人間環境学科教授
廣末	ゆか	中芸広域連合保健福祉課長
松田	恵示	東京学芸大学芸術・スポーツ科学系教授・学長補佐
水野	達朗	一般社団法人家庭教育支援センター ペアレンツキャンプ代表理事
森田	知世子	橋本市家庭教育支援チームヘスティア代表
八並	光俊	東京理科大学大学院科学教育研究科教授
山野	則子	大阪府立大学人間社会学部・人間社会学研究科教授
渡辺	顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部教授

家庭教育支援手法等に関する検討委員会スケジュール（案）

- | | |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 7月10日（金） | 第1回 検討委員会
審議内容：訪問型家庭教育支援手法の現状と課題、
事例発表① |
| 8月下旬～9月中旬 | 第2回 検討委員会
審議内容：具体的手法に関する審議、事例発表② |
| 10月下旬～11月中旬 | 第3回 検討委員会
審議内容：素案の審議 |
| 12月下旬～1月上旬 | 第4回 検討委員会
審議内容：マニュアル（案）、養成講座（案）の審議 |
| 3月上旬 | 第5回 検討委員会（予備） |

平成 27 年 7 月 日
訪問型家庭教育支援手法等
に関する検討委員会決定

訪問型家庭教育支援手法等に関する検討委員会
の検討内容の公開について（案）

記

1. 議事の公開

本検討委員会の議事については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討委員会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

2. 議事要旨の公開

本検討委員会の議事要旨を作成し、公開するものとする。

3. 会議資料の公開

会議資料については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討委員会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、公開するものとする。

家庭教育支援手法等に関する 現状について

家庭教育支援手法等に関する検討委員会配付資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1

<目次>

1. 家庭を取り巻く環境
2. 家庭教育をめぐる主な動き
3. 各自治体における家庭教育支援の取組の
現状について
4. 家庭教育支援チームについて
5. 訪問型家庭教育支援の取組について
6. 関係機関の取組について
7. 平成27年度家庭教育支援関連予算



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2

1. 家庭を取りまく環境



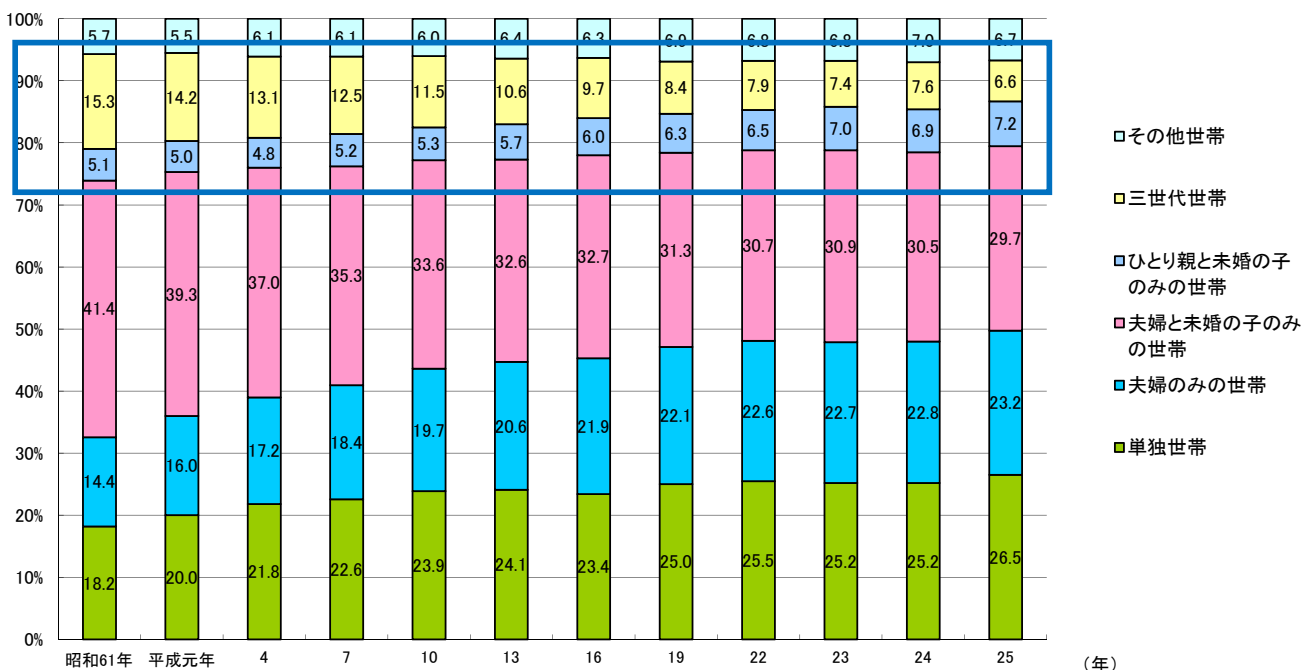
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

3

世帯構造別に見た世帯数の年次推移

三世帯世帯の割合が減少傾向にあり、ひとり親世帯の割合が増加傾向。



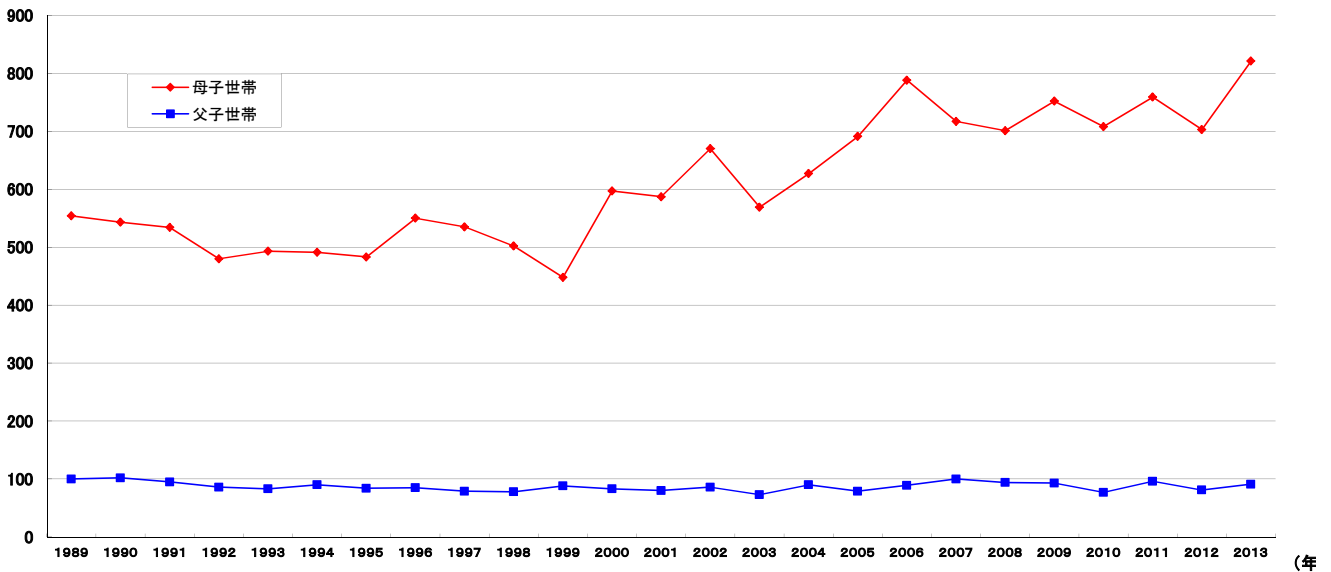
注: 1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。
 4)「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

母子世帯・父子世帯数の推移

母子世帯の数は増加傾向。

母子・父子世帯の推移

(千世帯)

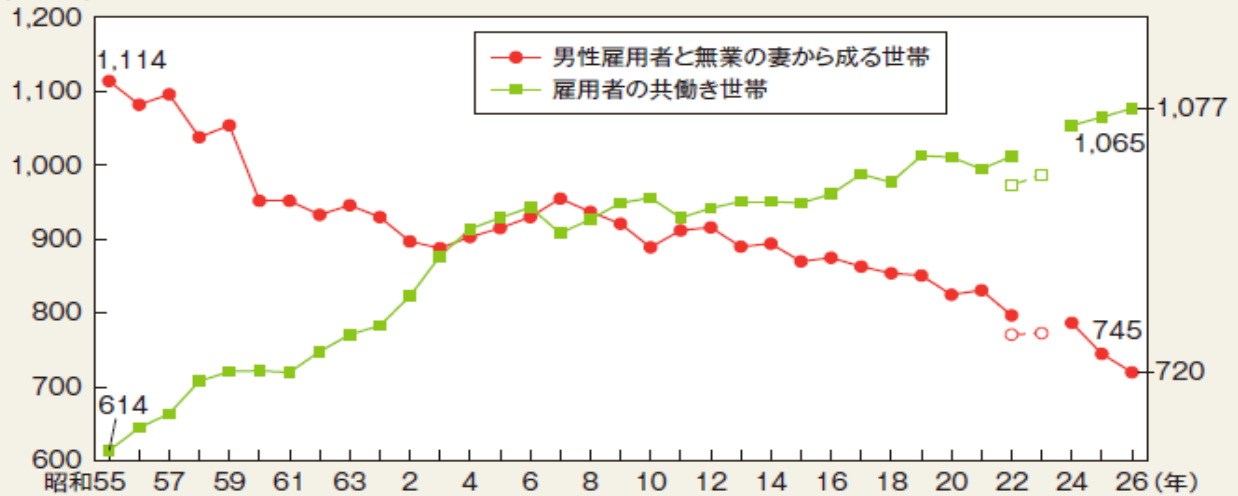


注1: 母子(父子)世帯とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、すでに配偶者のいない65歳未満の女(男)(配偶者が長期間生死不明の場合も含む。)と20歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯をいう。
注2: 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

共働き世帯の推移

共働き世帯が増加している。

(万世帯)

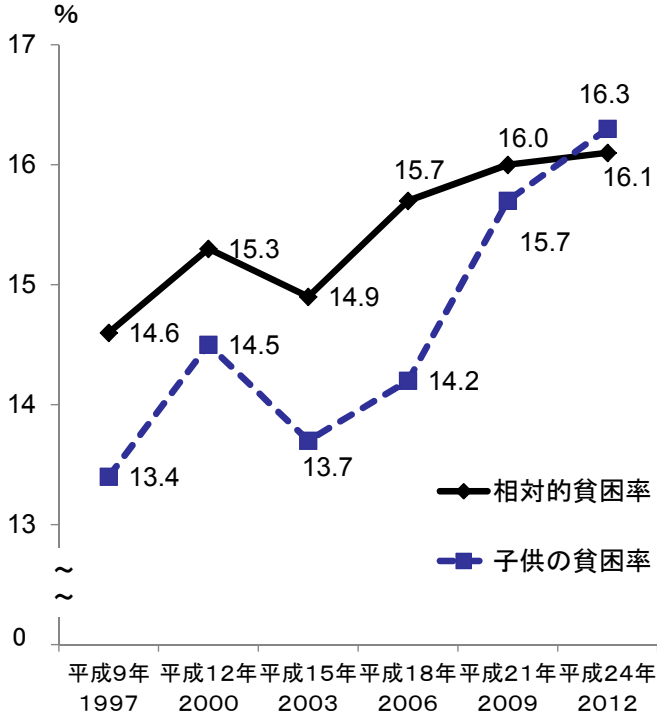


- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び23年の数値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

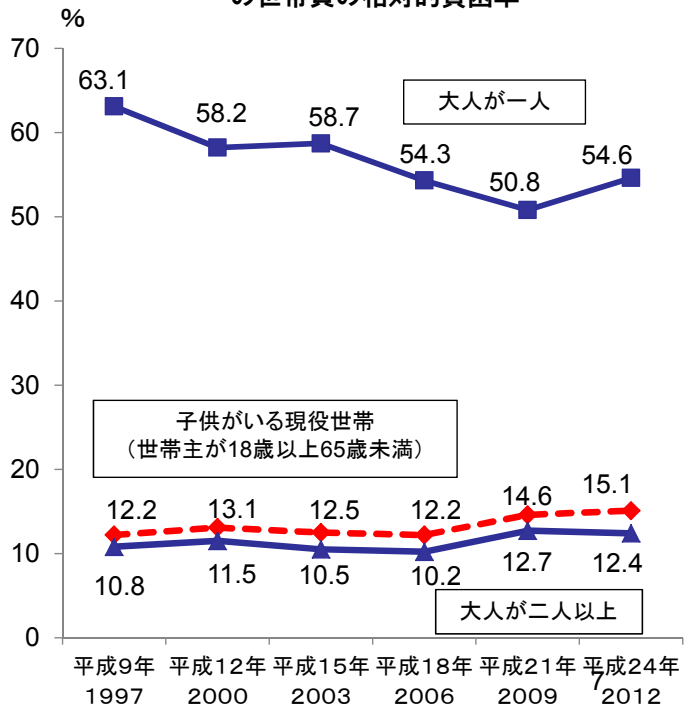
相対的貧困率の年次推移

最新の相対的貧困率は、全体で16.1%、子供で16.3%
一方、大人が一人の「子供がいる現役世帯」で54.6%

相対的貧困率の年次推移



子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率



厚生労働省:平成25年 国民生活基礎調査より

貧困率の国際比較

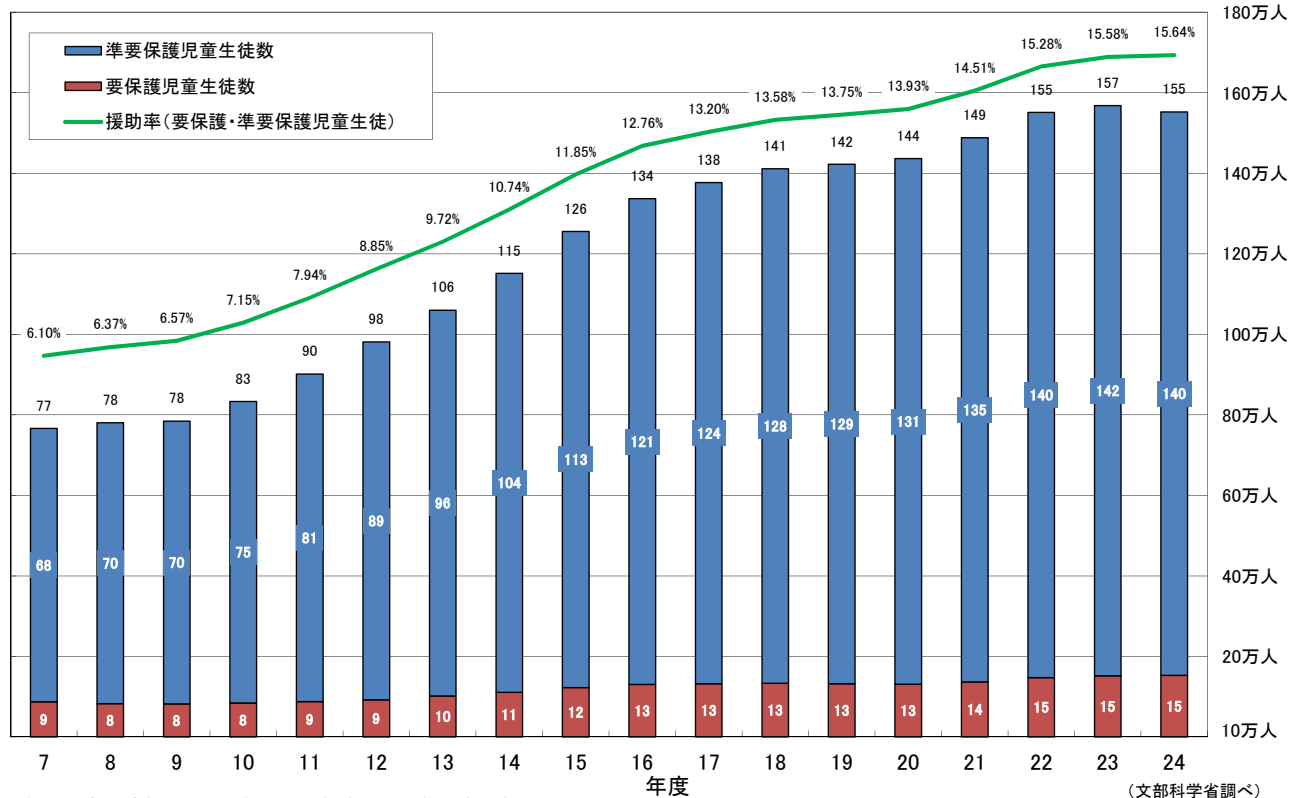
日本の「相対的貧困率」は、OECD34カ国中29位の水準
「子供の貧困率」は25位だが、大人が一人の「子供がいる世帯」では33位

相対的貧困率			子供の貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率										
順位	国名	割合	順位	国名	割合	合計		大人が一人				大人が二人以上				
						順位	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.8		
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.8		
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.8		
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9	4	フィンランド	3.0		
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	イギリス	16.9	5	アイスランド	3.4		
6	フィンランド	7.3	5	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6	6	スウェーデン	4.3		
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5	7	オーストリア	5.4		
7	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.8	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4		
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.6		
10	フランス	7.9	9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0		
11	オーストリア	8.1	9	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7		
12	ドイツ	8.8	12	イギリス	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2		
13	アイルランド	9.0	12	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5		
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	イギリス	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5		
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9		
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	15	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9		
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	イギリス	7.9		
18	イギリス	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3		
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストラリア	8.6		
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3		
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7		
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7		
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストラリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8		
24	イタリア	13.0	24	オーストラリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.7		
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.8	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1		
26	オーストラリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2		
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2		
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4		
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストラリア	44.9	29	チリ	17.9		
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	アメリカ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2		
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0		
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	48.0	32	トルコ	22.6		
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3		
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	-	韓国	-	-	韓国	-	-	韓国	8		
	OECD平均	11.3		OECD平均	13.3		OECD平均	11.6		OECD平均	31.0		OECD平均	9.9		

(出所) OECD (2014) Family database "Child poverty". ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

要保護及び準要保護児童の生徒数は増加している。

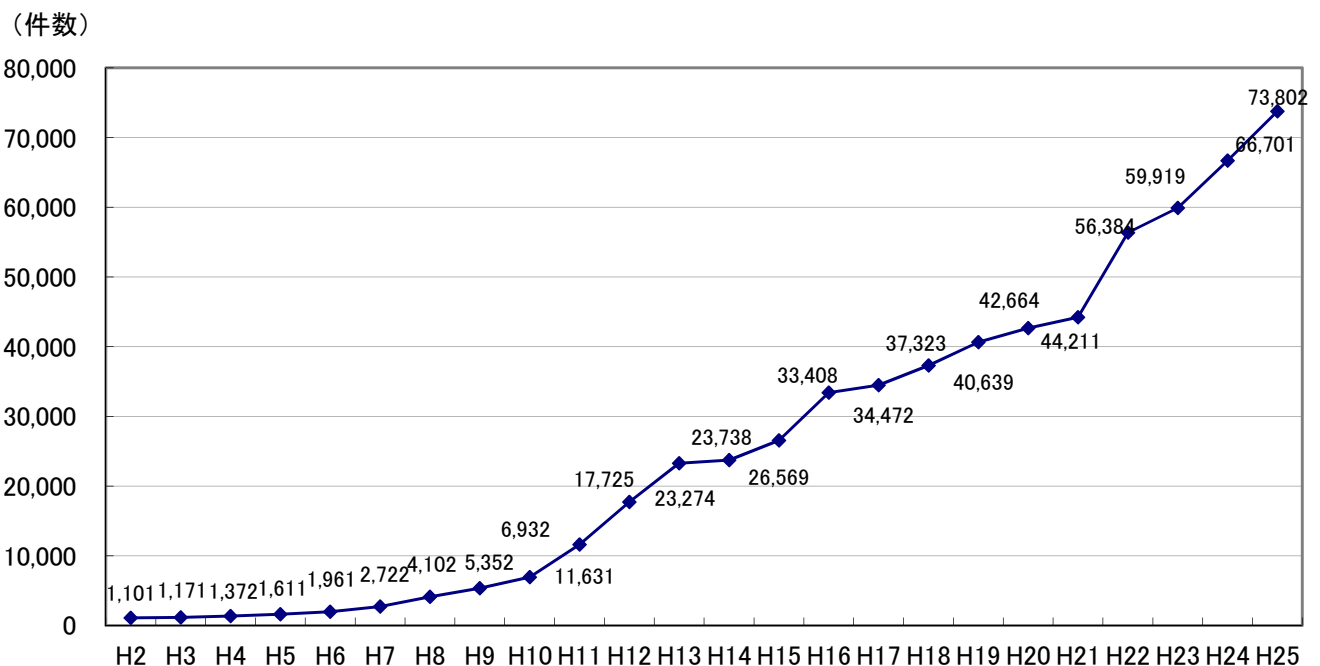


※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

児童相談所における児童虐待相談対応件数の年次推移

児童虐待相談の対応件数は急増しており、平成25年度は73,802件で過去最高。



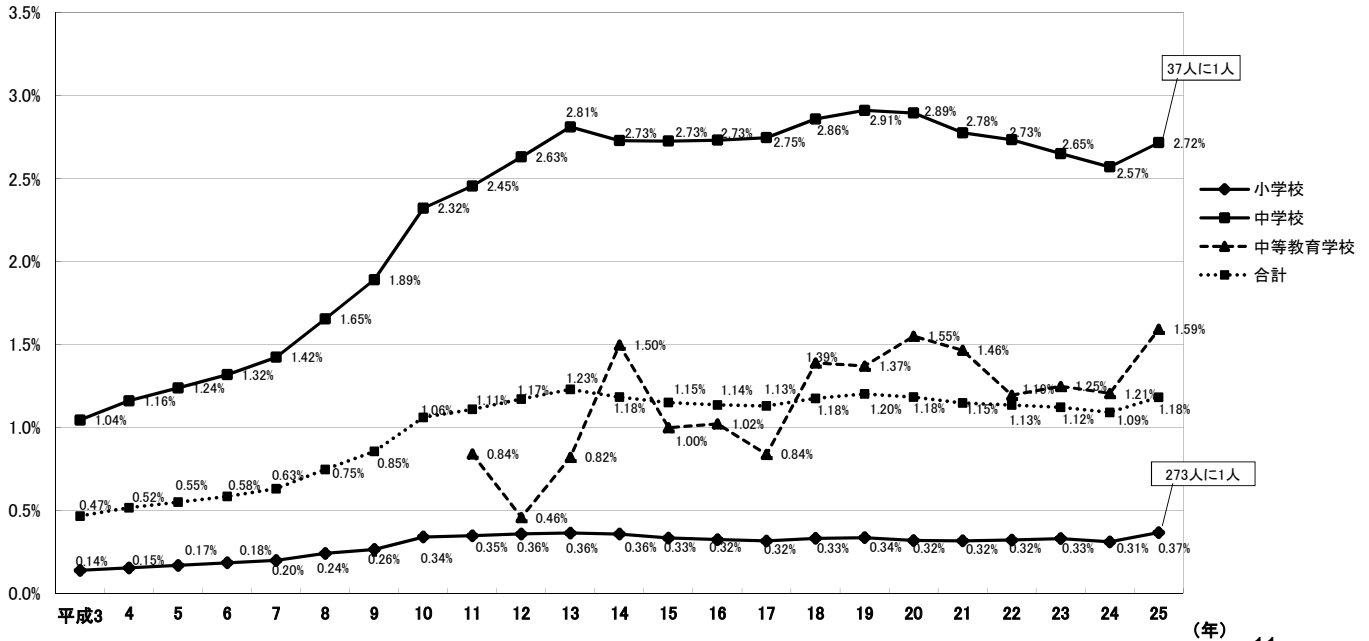
※平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

全児童，生徒数に占める「不登校」の比率

小学生の約273人に1人、中学生の約37人に1人が不登校。

全児童、生徒数に占める「不登校」の比率

不登校率(%)

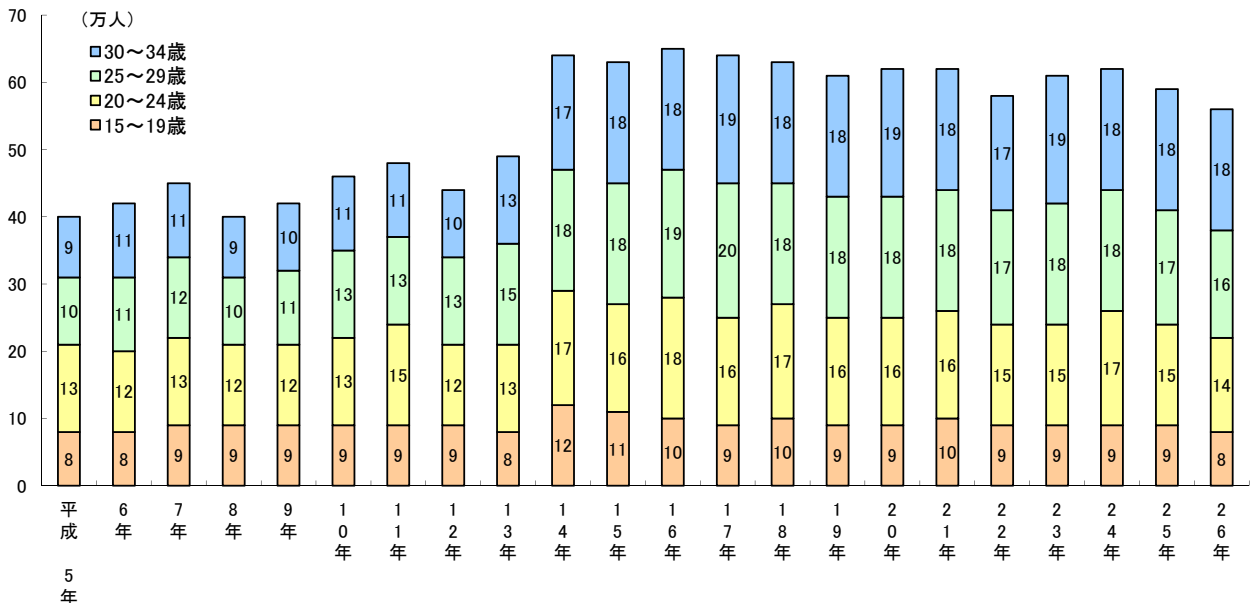


11

文部科学省：学校基本調査(平成26年度)

ニート状態の若者の推移

ニート(※)の状態にある若者は、20年間で40万人から62万人に増加しています。25～29歳と30～34歳の年齢層は、それぞれ20年前に比べて倍増しています。



(注) 1 若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計。
2 15～34歳計は、それぞれの内訳について千人単位を四捨五入しているため合計と合わない。

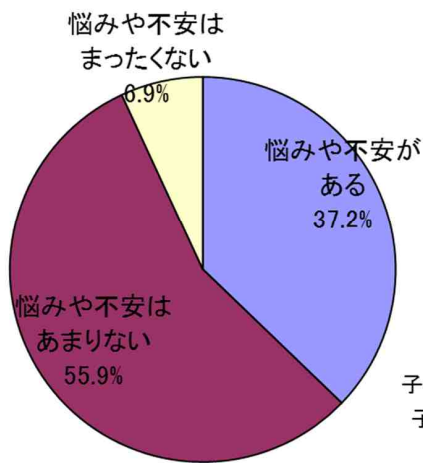
「ニート(NEET)」とは Not in Education, Employment or Training(就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいっています。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、就労を行っていない者」をいいます。

総務省：労働力調査を元に作成

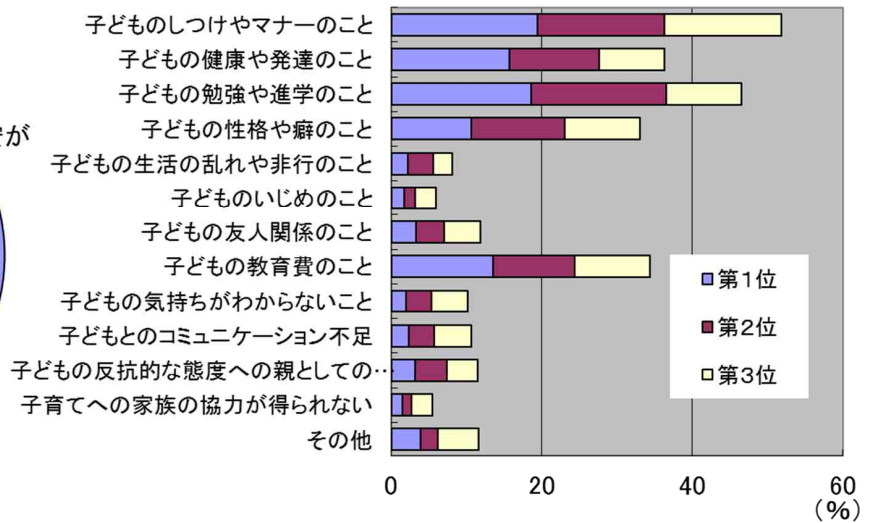
子育てについての悩みや不安

保護者の4割が悩みや不安を抱えている。

子育てに不安はあるか



悩みや不安が大きいものから順番に3位まで選択



文部科学省委託調査：家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究（平成20年）

13

2. 家庭教育をめぐる主な動き



- ◎ 教育基本法や社会教育法等の改正により、「家庭教育」や「家庭教育支援」に関する内容を充実
- ◎ 教育振興基本計画において、「家庭教育支援」を重点施策として位置づけ

(1) 教育基本法の改正(平成18年12月)

…「家庭教育」に関する独立規定の新設

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(2) 教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定)

…特に重点的に取り組むべき事項として、「家庭教育支援」を位置づけ

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。

15

(3) 家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書

家庭教育支援の推進に関する検討委員会(生涯学習政策局長の私的懇談会)
報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」(平成24年3月)

<報告書URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1306958.htm>

○ 報告書(平成24年3月)の概要

<現状と課題>

- 子育ての自信や対処能力の不足、発達段階に応じた子どものかかわり方がわからない
→ **子の誕生から自立までの切れ目のない支援**が必要
- 家庭が孤立化が進み、困難な課題を抱え込み、児童虐待など問題が深刻化
→ 課題を抱える家庭に対して、**届ける支援(アウトリーチ)と福祉等との連携が必要**
- 引きこもりなど、子どもの社会性や自立心が育ちにくい
→ **多様な世代が関わり合う社会**で、子どもの育ちを支えることが必要

現代社会は親子の育ちを支える人間関係の弱まりや子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題など、**家庭教育が困難になっている社会との認識が必要** → **地域の取組の活性化が必要**

<基本的な方向性と具体的な方策>

方向性① 親の育ちを応援する

- ・親の育ちを応援する学習プログラムの充実
- ・多様な場を活用した学習機会の提供
- ・将来親になる中高生の子育て理解学習の推進
- ・子どもから大人までの生活習慣づくり

方向性② 家庭のネットワークを広げる

- ・家庭を開き、地域とのつながりをつくる
- ・学校や家庭、地域の連携した活動の促進

方向性③ 支援のネットワークを広げる

- ・地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及
- ・課題を抱える家庭に対する**学校と連携した支援の仕組みづくり**
- ・人材養成と社会全体の子育て理解の促進
- ・保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

16

(4)第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的な考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20に掲げた取組とあいまって、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- **また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。**

【主な取組】

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。
また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。
加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

17

- ・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。
また、**教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。**

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- ・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

【成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)】

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

(成果指標)

⑥家庭教育支援の充実

- ・ 全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)
- ・ 家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善

18

(5)「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理(平成26年3月)

○家庭教育に関する課題

身近な学びや相談の機会が乏しい

- ・保護者が、他者との交流の中で、家庭教育に関する生きた知識・ノウハウ、考え方を身につける機会が乏しい
- ・インターネット等の発展により、情報過多になり、必要な情報の取捨選択が困難

家庭と地域のつながりの希薄化

- ・社会に対して閉じた家庭教育は、保護者の過度な負担や、子供への過保護・過干渉につながりやすい
- ・経済的困難、虐待、不登校など家庭だけで解決できない課題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難となるケースもある

○家庭教育支援チームの業務・特性

・家庭教育支援チームは、保護者への寄り添い支援、家庭と地域・学校などとのつながり支援を行うために、主として以下のような業務が期待される

①保護者への学びの場の提供

- ・保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応

②地域の居場所づくり

- ・地域資源を活用した、親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供

③訪問型家庭教育支援

- ・地域社会から孤立した家庭に対して、家庭訪問等により、個別に情報提供や相談を行い、学びの場や地域社会への参加を促す

チームには、子育て経験者など保護者と同じ目線で寄り添う「**当事者性**」、地域の課題を共有し、地域の身近な存在としての「**地域性**」が重要であり、業務によっては、一定の「**専門性**」も求められる

○チームの組織・運営・人材養成等

・チームは、その特性に応じた、組織・運営・人材養成が必要

組織・運営

- ・信頼性を高める観点から、活動拠点の確保のほか、チーム員の身分・活動内容の明確化や定期的な集まり等についての決まりも重要
- ・特に訪問型支援を行う場合には、トラブル防止の観点から、守秘義務など情報の取扱い、問題への対処の仕方等について最低限の方針やルール作りが必要

人材養成

- ・都道府県等による専門的な研修の他にも以下のような研修が求められる
 - ①地域単位での実践的な「**地域密着型**」の研修
 - ②チーム員全体が、顔を合わせて行う「**グループ型**」の研修
 - ③被支援者が支援者側に回る「**循環型**」の研修

行政と連携したルール作りや取組の実施

家庭教育学級等を活用した新たな人材養成システムの検討

今後の検討課題

- ①保護者の学習プログラムの普及等、②多様な主体が参画するための取組、③訪問型家庭教育支援の手法、④新たな人材養成システム、⑤生活習慣づくりの支援、⑥支援の効果の検証及び普及啓発方策

全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図る

(6)関係する近年の答申等(抜粋)

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)】

1 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)】

アクションプラン(個別施策工程表)

(3)-(ウ)-①-c. 子ども・子育て支援の充実(社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世代同居・近居」の支援)

○安心して子育てができるよう、地域における家庭教育支援の取組を推進

【教育再生実行会議第6次提言「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(平成27年3月4日)】

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

(貧困家庭への支援)

○国、地方公共団体は、貧困家庭の子供の適切な生活環境を確保するため、教育、福祉、労働行政が密接に連携しながら、地域人材等の協力も得て、保護者への学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくりなどの家庭教育への支援や、家庭の状況に応じた生活資金等の支援、子供の食生活や健康状態に対する援助、保護者に対する就労支援などの取組を一層推進する。

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

(地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化)

○国、地方公共団体は、三世代同居・近居への支援を行うなど、若年層の定住や家庭教育支援の充実を進めながら、多様な年齢層の中で地域の教育力を高める取組を推進する。

【少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～(平成27年3月20日閣議決定)】

③子育て(関連:重点課題(1)(2)(3))

<子供の健やかな育ち>

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備学校支援地域本部や土曜日の教育活動、放課後子供教室等の実施により、地域ぐるみで学校を支援し子供たちを健やかにはぐくむ活動を推進するとともに、豊かなつながりの中で家庭教育支援が行われるよう、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

【生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について(平成27年3月27日生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知)】

1 新制度所管部局と教育委員会や都道府県私立学校主管部局等の連携

学校等や、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じて、教育委員会等が児童生徒等の家庭が抱える課題を把握した場合にも、新制度担当部局等との連携・協力を図り、新制度に基づく相談支援、就労支援等に家庭等をつなぐことにより、課題の解決に向けた取組を行っていただきますようお願いいたします。

【川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策(平成27年3月31日)】

(3)家庭による子供の見守りの重要性和、課題を抱える家庭に対する、教育と福祉等が連携した支援の充実

(学校・教育委員会からの取組)

○文部科学省では、子供の貧困対策大綱等を踏まえ、教育と福祉等をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置充実を進めている。スクールソーシャルワーカーが子供やその家庭が抱える問題について、学校と関係機関を積極的につなぐ支援体制を構築することにより、課題の早期対応に取り組んでいく。

また、家庭教育支援チーム等の組織化を促進し、身近な地域における子育てや家庭教育に関する相談対応、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会の提供、訪問型家庭教育支援等の取組を充実していく。

○各地方公共団体等においても、スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チーム等について、その配置等の促進と十分な活用を進めていただきたい。

【経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)】

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[2]結婚・出産・子育て支援等

「少子化社会対策大綱」や「子供の貧困対策に関する大綱」を推進する。2020年(平成32年)をめどに少子化のトレンドを変えるため、平成27年度からの5年間で「少子化対策集中取組期間」と位置付け、子育て支援の充実、結婚支援、子育て世代包括支援センターの整備など安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備を図るとともに、「子供の未来応援国民運動」などの子供の貧困対策を推進し、経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯への支援など、必要な財源を確保しつつ、集中的に実効性のある政策を投入する。これらの取組を進める際、財源を確保する方策について幅広く検討する。また、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実と併せて、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等について、年末をめどに政策パッケージを策定し、その取組を推進する。

3. 各自治体における家庭教育支援の取組の現状について



文部科学省

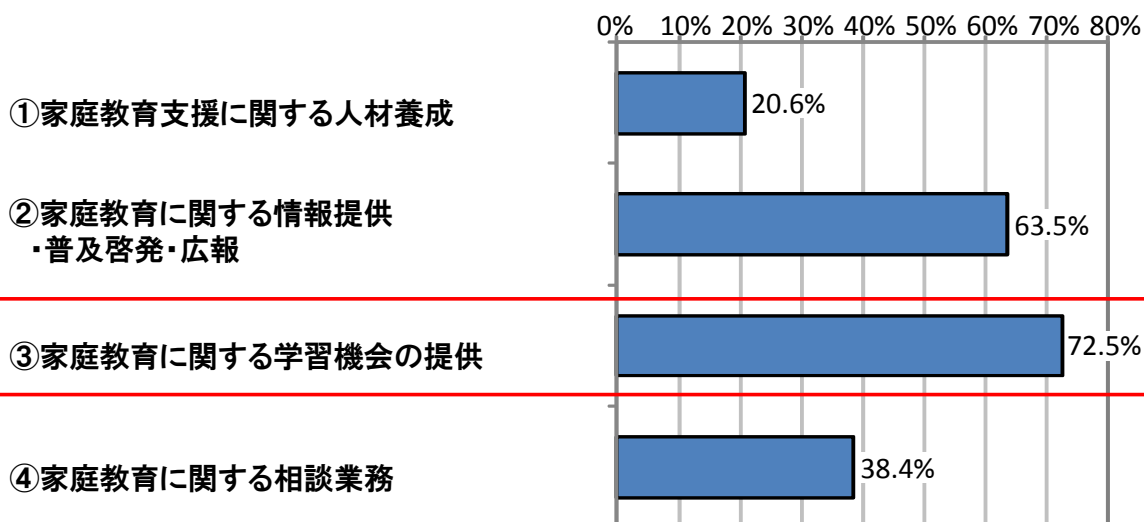
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 23

(1) 地方自治体における家庭教育支援の取組状況

文部科学省委託調査:「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」より
※47都道府県、1742市区町村を対象として実施。回収率は76.1%(47都道府県、1,361市町村)

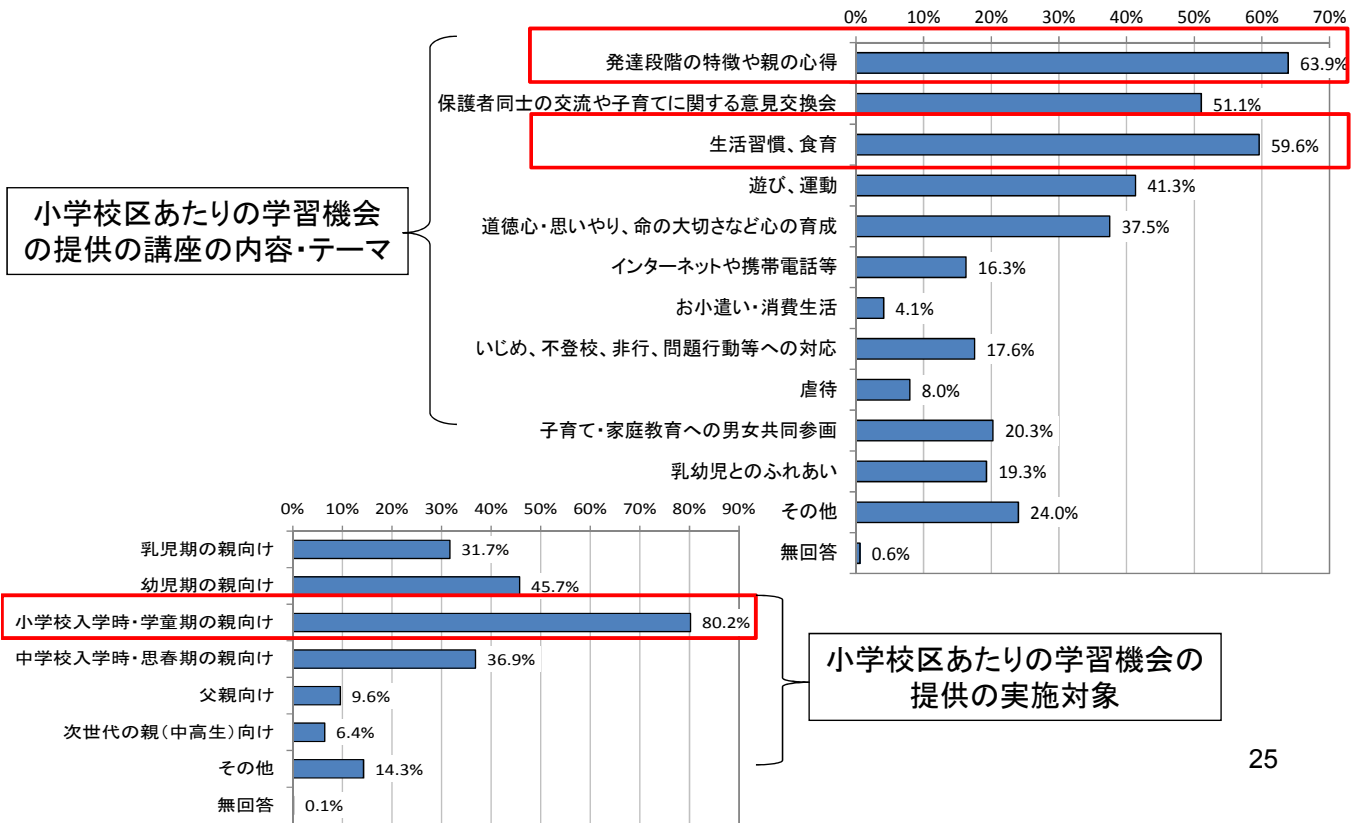
家庭教育支援の取組の実施状況

「家庭教育に関する学習機会の提供」は72.5%の自治体において実施。



学習機会の提供

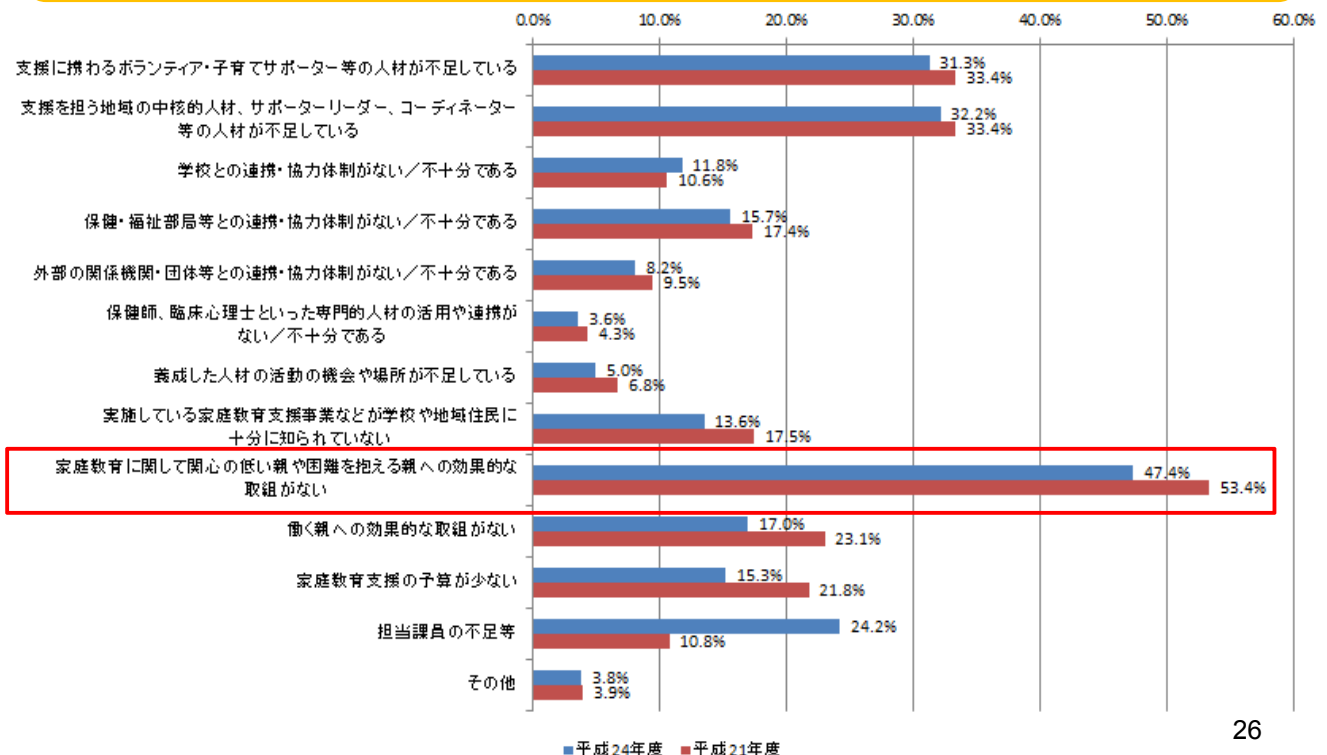
講座の内容・テーマは「発達段階の特徴や親の心得」や「生活習慣、食育」の割合が高く、実施対象は小学校入学時・学童期の親向けの講座が多い。



25

家庭教育支援の課題

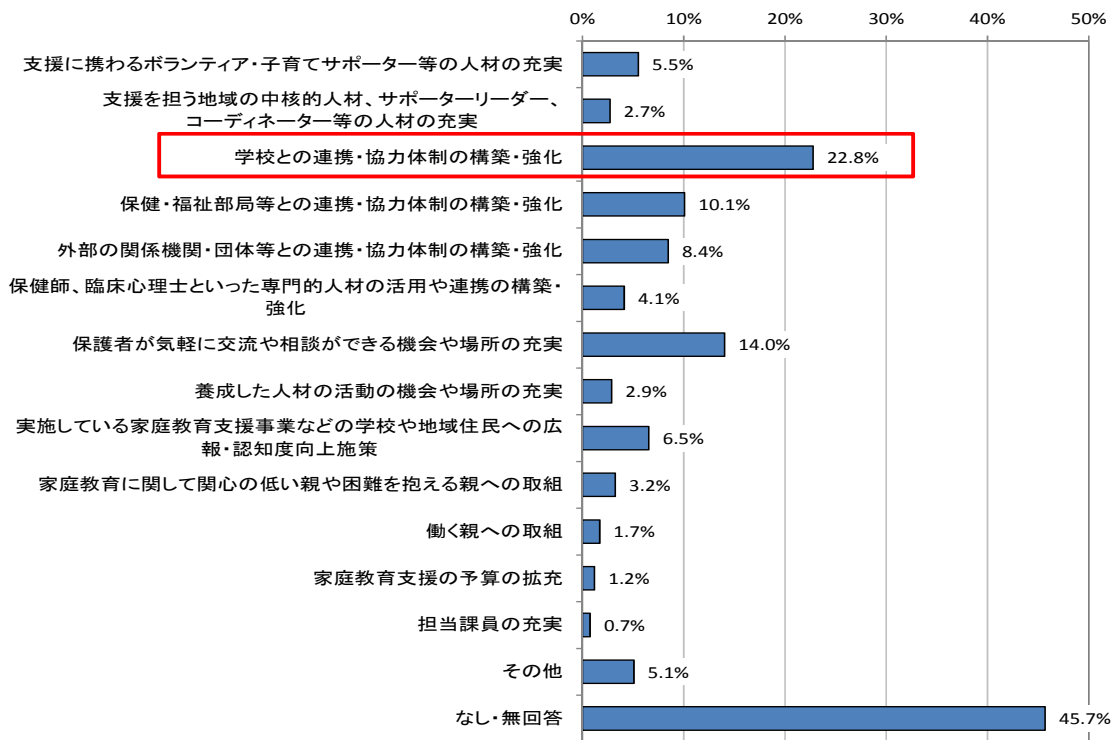
平成22年度調査(21年の状況)と比較すると、依然として「家庭教育に関して関心の低い親や困難を抱える親への効果的な取組がない」の割合が高いとともに、「担当課員の不足等」の割合が上昇している。



26

学校との連携（効果があったと感じる取組）

自治体が実施した家庭教育支援施策で効果があったと感じる取組は、「学校との連携・協力体制の構築・強化」が22.8%と最も割合が高い。



27

（２）補助事業における家庭教育支援の取組状況

「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び実施状況
（学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援）

（平成26年8月13日現在）

	平成23年度	平成24年度※1	平成25年度※1	平成26年度※1
国庫補助金額	5,166百万円	4,649百万円	4,870百万円	5,071百万円 ※2
学校支援地域本部設置数	2,659本部	3,036本部	3,527本部	3,746本部
放課後子供教室実施数	9,733教室	10,098教室	10,376教室	9,672教室
家庭教育支援実施数	315市町村	316市町村	399市町村	444市町村
実施市町村数	本部 570市町村 放課後 1,075市町村 家庭 315市町村	本部 576市町村 放課後 1,076市町村 家庭 316市町村	本部 619市町村 放課後 1,090市町村 家庭 399市町村	本部 628市町村 放課後 1,042市町村 家庭 444市町村

28

※1 平成24～26年度は、岩手県、宮城県、福島県、仙台市等の被災自治体は委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」で実施。

※2 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業(3,765百万円)」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(1,306百万円)」=5,071百万円

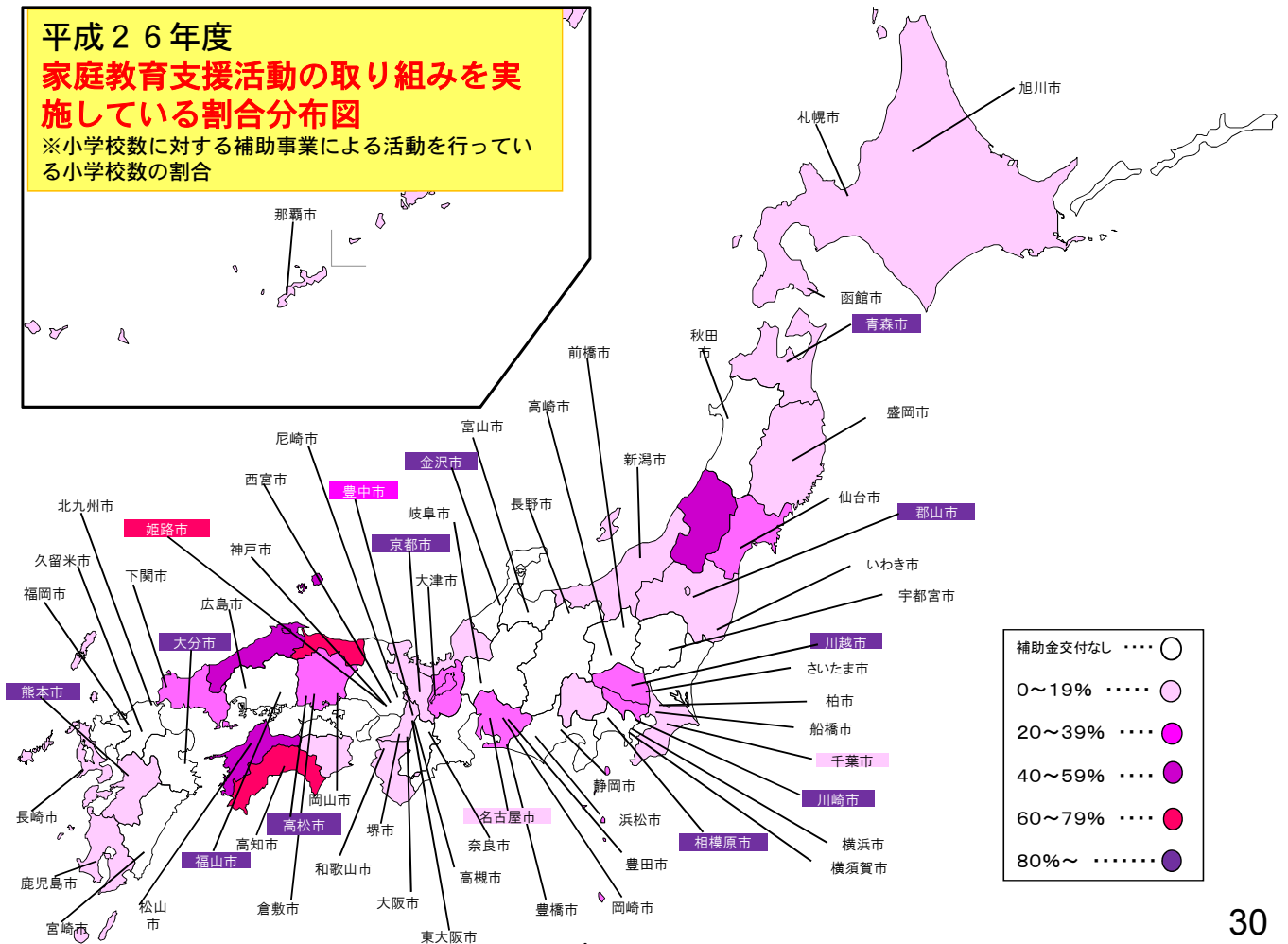
平成26年度家庭教育支援実施状況

自治体名	市町村数	箇所数	自治体名	市町村数	箇所数	自治体名	市町村数	箇所数	自治体名	市町村数	箇所数
北海道	39	152	石川県	0	0	岡山県	13	92	千葉市	1	4
青森県	1	0	福井県	17	0	広島県	0	0	川崎市	1	113
岩手県	8	57	山梨県	9	0	山口県	8	123	相模原市	1	72
宮城県	13	145	長野県	0	0	徳島県	6	0	名古屋市	1	0
秋田県	0	0	岐阜県	0	0	香川県	0	0	京都市	1	166
山形県	35	140	静岡県	0	0	愛媛県	10	173	熊本市	1	94
福島県	14	16	愛知県	46	210	高知県	33	155	青森市	1	45
茨城県	0	0	三重県	0	0	福岡県	0	0	郡山市	1	58
栃木県	0	0	滋賀県	9	65	佐賀県	0	0	川越市	1	32
群馬県	0	0	京都府	5	51	長崎県	1	9	金沢市	1	57
埼玉県	63	212	大阪府	11	123	熊本県	7	46	豊中市	1	10
千葉県	5	0	兵庫県	0	0	大分県	0	0	姫路市	1	46
東京都	34	379	奈良県	0	0	宮崎県	0	0	福山市	1	78
神奈川県	0	0	和歌山県	3	5	鹿児島県	9	57	高松市	1	50
新潟県	1	19	鳥取県	10	97	沖縄県	4	16	大分市	1	60
富山県	0	0	島根県	15	117						

合計 444市町村
3,344箇所
(平成26年8月現在)

※市町村数には、都道府県による直接実施分を含む。
※箇所数は学習講座や家庭教育支援チーム等のいずれかの家庭教育支援の取組を実施する小学校数から算出。
※政令市、中核市は補助事業により実施している自治体のみ掲載。

平成26年度
家庭教育支援活動の取り組みを実施している割合分布図
※小学校数に対する補助事業による活動を行っている小学校数の割合



(3) 家庭教育支援人材の養成事例

①千葉県教育委員会の取組

「市町村相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座」

【趣旨】

市町村相談員及び子育てサポーターリーダーの養成を図るため、家庭教育に関する専門的な知識やカウンセリングに関する知識・技術の習得及び資質の向上を図る研修講座を実施し、本県の家庭教育相談体制の一層の強化を図る。

	第1回	第2回	第3回	第4回
初級講座	相談員としての基礎 1 家庭教育相談員に求められるもの ・相談援助に関わる基礎理論 ・今日社会における相談業務 ・システムとネットワーク 2 相談援助の基礎技法 ・傾聴の実習～「聞く」と「聴く」がここに「効く」～	相談員に必要な相談技法 1 カウンセリングとは ・基本的技法の演習 ・カウンセリングの臨床現場から 2 カウンセリングの演習 ・クライアント中心療法 ・ロールプレイによるカウンセリング演習	心理的アセスメントと発達障害 1 心理的アセスメント ・相談現場に見られる子供の心の問題とその援助 ・心理的アセスメント ・例題を通して理解を深める 2 子供の発達障害 ・注意欠陥多動性障害 ・学習障害 ・自閉症スペクトラム ・その他の障害	家庭教育相談窓口での諸注意と事例研修 1 ケーススタディ ・相談業務上の諸注意 ・ケーススタディ 2 技法のスーパービジョン ・相談員が抱えている悩みのシェアリングケーススタディ
中級講座	臨床心理学と家族療法 1 臨床心理学 ・学校臨床心理学 ・認知療法 2 家族療法 ・システム理論とは ・家族関係の再構造化	行動療法家庭教育相談と倫理・法律 1 行動療法 ・学習理論とは ・技法 2 家庭教育相談と倫理・法律 ・相談業務と倫理 ・法律の基礎知識と主な法律 ・事例から学ぶ	発達心理学と精神医学 1 発達心理学 ・幼児期、児童期、青年期の心の発達 ・発達地縁、心の障害 2 精神医学 ・心の病気 ・心の病気の治療 ・精神障害の判断基準(DSM-IV-TR)	構成的エンカウンター 1 グループエンカウンターの基本 ・グループエンカウンターとは ・自己理解のグループ理解 2 グループエンカウンターの実際 ・エクセサイズ

②山口県教育委員会の取組

「家庭教育アドバイザー養成講座」

修了要件: 必修講座4日と選択講座1日以上出席をもって修了

【趣旨】

子育てに関する相談に応じるとともに、現代的課題にも対応できる家庭教育アドバイザーを養成する講座を実施し、市町における家庭教育支援の充実を図る。

	区分	講座内容
第1回	必修①	「生涯学習、社会教育の基礎」 ・行政説明「県の社会教育施策」、講義「人権教育の推進について」 ・行政説明「国の社会教育施策」、参加者交流
第2回	選択	「学校・家庭・地域の連携による仕組みづくり」 ・基調講演、事例発表、部会別協議「学校運営協議部会」、「学校支援部会」、「公民館部会」
第3回	必修②	「子どもの発達と課題」 ・講義「気になる子どもの理解と対応」(発達障害)、・講義「子どもの発達と課題」(幼少期)、 ・講義「子どもの発達と課題」(児童期・青年期)
第4回	選択	「ネットワークづくり」 ・現地視察、講義「地域情報の収集・活用方法とネットワークについて」、 ・演習「ネットワーク診断」
第5回	必修③	「家庭教育支援の実際」 ・講義「子どもを取り巻く現代的課題」(虐待について)、・講義「子どもの病気とけが」、 ・事例発表「地域における家庭教育支援の実際」、・参加者交流
第6回	選択	「コーディネーターの心得」 ・講義・演習「カウンセリングスキル」、・講義「危機管理について」、 ・講義「コーディネーターの心得」、・参加者交流
第7回	必修④	「ファンリテーションスキル」 ・基調講演「家庭教育をとりまく現状と課題」、・講義「家庭の元気応援出前講座プログラム体験」 ・講義・演習「コーディネーターに求められる役割とスキルについて」、・講座の振り返り

③埼玉県行田市教育委員会の取組
「子育てサポーター養成講座」

【趣旨】

地域ぐるみの子育て支援活動に、自らの子育て体験を生かそうといった意志をもつ老若男女が、実践活動(子育てサポーター活動や子育てサロンスタッフなど)を推進するための知識と技量を高める研修講座。また、行田市ファミリー・サポート・センターの会員としての資質を磨く機会

講座内容	
第1回	開講式 開講記念講演「子育て支援、新しい男女共同参画社会に向けて」
第2回	講義「乳幼児期の心身の発達について」
第3回	公開講座 ミュージカル「日本の昔話」より～乳幼児・保護者・地域の方々と共に～
第4回	講義「今こそ、童話の新しさへの期待」
第5回	講義・実技「リズム遊び・手遊びの実技体験」(楽しく学びあうことの大切さ)
第6回	講義・実技「子どもの安全、子どもの救急」
第7回	講義 「食生活と乳幼児の心身の成長発達」 交流会(今後の活動への第一歩) 閉講式

4. 家庭教育支援チームについて



家庭教育支援チーム

—家庭教育は、すべての教育の出発点—

忙しい毎日の中で、子供とのコミュニケーションやしつけに戸惑いや息詰まりなど、一人で悩んだりすることってありませんか？そんな時、近くに気軽に相談できる人がいたら…

家庭教育支援チームは、そんなご家庭での皆さんの頑張りを共に支え、地域とのつながりづくりや専門機関との橋渡しをお手伝いします。

文部科学省は、各地で活動する家庭教育支援チームを応援しています。

家庭教育支援チームってなあに？

身近な地域で、子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりします。ときには、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートします。



どんな人たちがいるの？

チーム員の構成は、各地域によって異なりますが、**子育て経験者や教員OB、PTAなど地域の子育てサポーターリーダー**をはじめ、**民生委員、児童委員、保健師や臨床心理士**など、様々な地域の人達や専門家が関わっています。そして、その多くが、共に街で暮らす身近な住民の方々です。

どんなところで活動しているの？

子供や保護者の方にとって、身近で気軽に相談できる存在となるよう、地域の学校や公民館などを拠点に活動しています。また、幼稚園や保育所、子育て支援センター、保健センター、児童館、小・中学校、企業などからの要望に応じて出向くなど、様々な所とも連携し、支援活動に取り組んでいます。要望があれば、各家庭へ訪問して相談にのることも行っています。



35

新しい「家庭教育支援チーム」登録制度について(平成27年4月1日開始)

制度改正の趣旨

各地域における多様な家庭教育支援の取組を一層促進する観点から制度を見直し。

改正の主なポイント

■登録要件の明確化

地域の人材を中心に組織し、保護者への家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームであり、次の要件を満たしていること。

(1)以下のア～エのいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。

ア 保護者への学びの場の提供

イ 地域の居場所づくり

ウ 訪問型家庭教育支援

エ その他、取組の目的・内容等から、家庭教育支援に資する取組として文部科学省が認めるもの

(2)継続的な取組を行うものであること。

(3)営利を主たる目的とした活動を行うものでないこと。

(4)特定の宗教的色彩の強い活動を行うものでないこと。

(5)その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと。

【ロゴマーク】



家庭教育支援チーム

■登録期間の延長

登録日から翌々年度の3月31日まで(最長3年間)

■ロゴマークの提供(新規)

文部科学省では、家庭教育支援チームを応援するため、「家庭教育支援チーム」ロゴマークを提供。

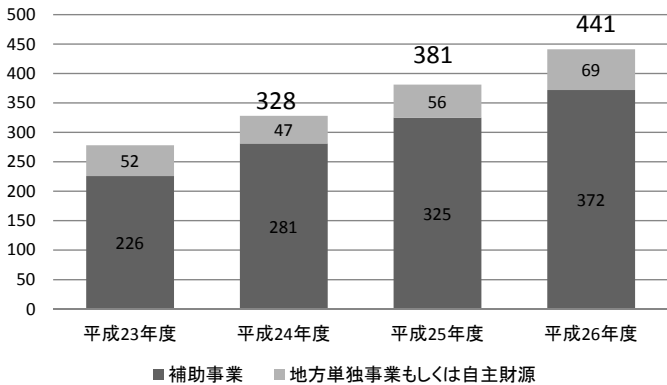
※商標登録手続き中であり手続きが完了次第提供。

家庭教育支援チームの推移

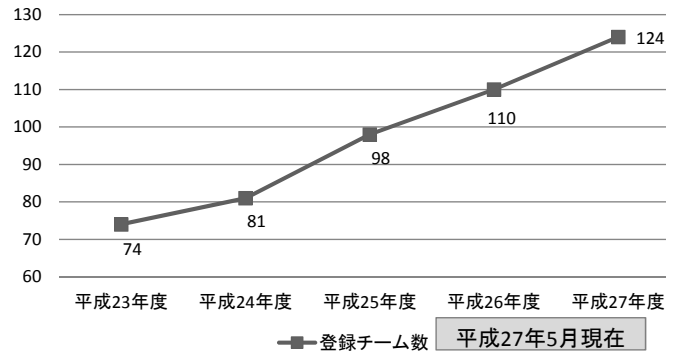
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
登録チーム数	74	81	98	110	124
うち補助事業	22	34	42	41	38
うち地方単独事業もしくは自主財源	52	47	56	69	86
補助事業によるチーム数※1	226	281	325	372	集計中
うち委託事業	-	8	20	35	
実施チーム数※2	278	328	381	441	

※1: 補助事業によるチーム数に委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」による実施を含む。
 ※2: 公表ベースの数。

家庭教育支援チーム数の推移

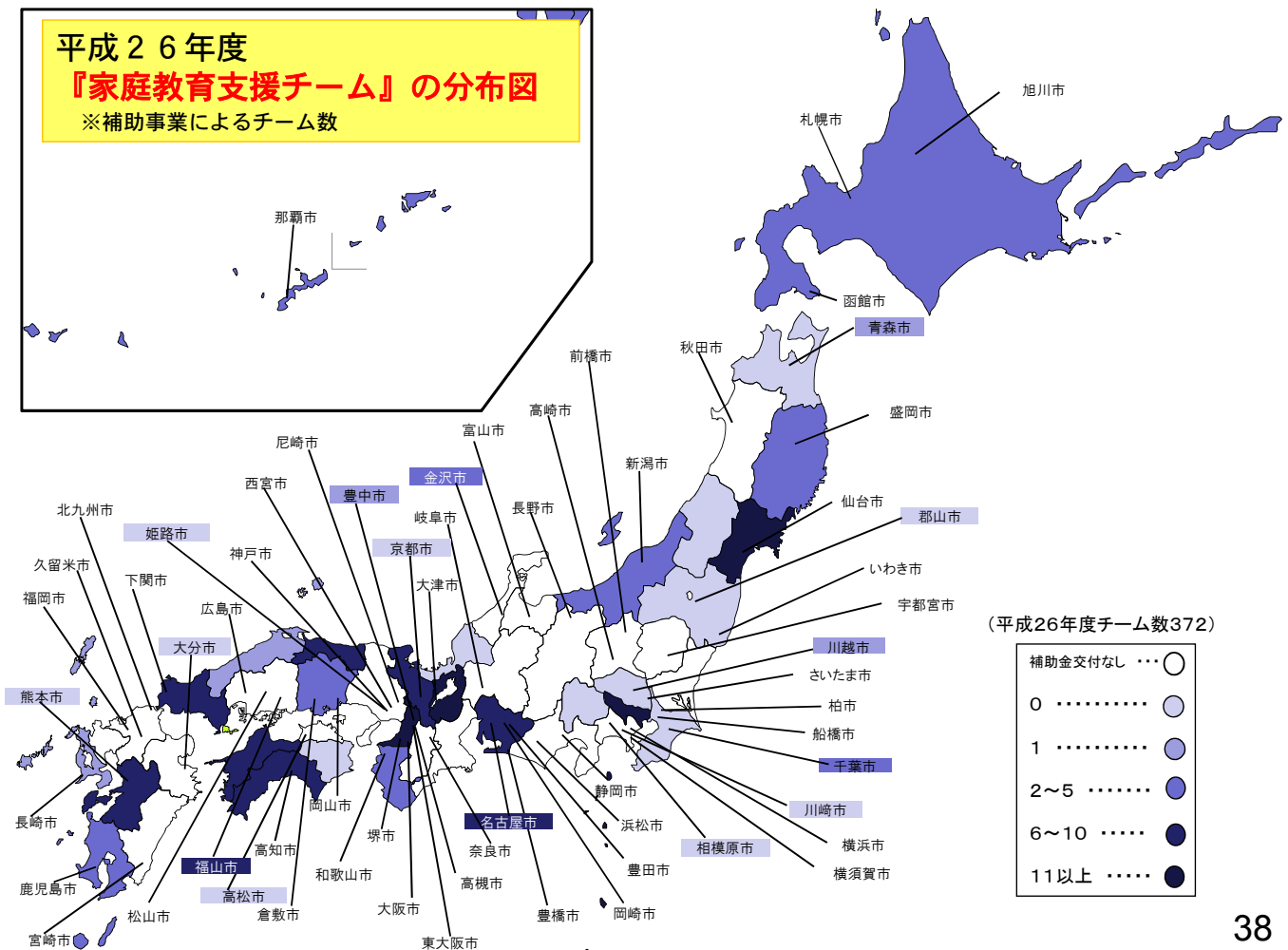


登録チーム数



平成26年度『家庭教育支援チーム』の分布図

※補助事業によるチーム数

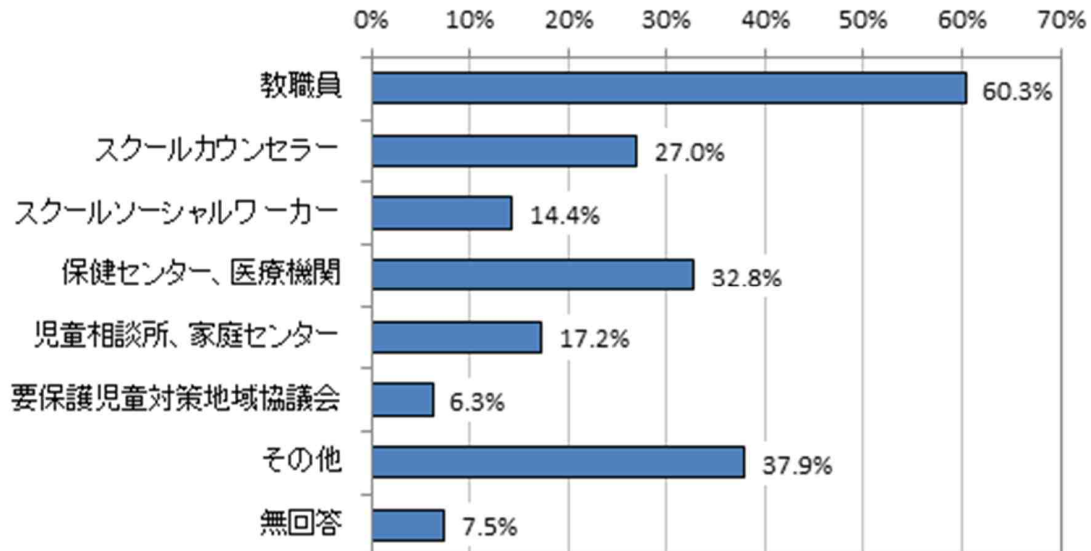


家庭教育支援チームにおける実態調査結果（抜粋）

文部科学省委託調査：「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」より
※174チームに対して実施。

家庭教育支援チームの連携状況

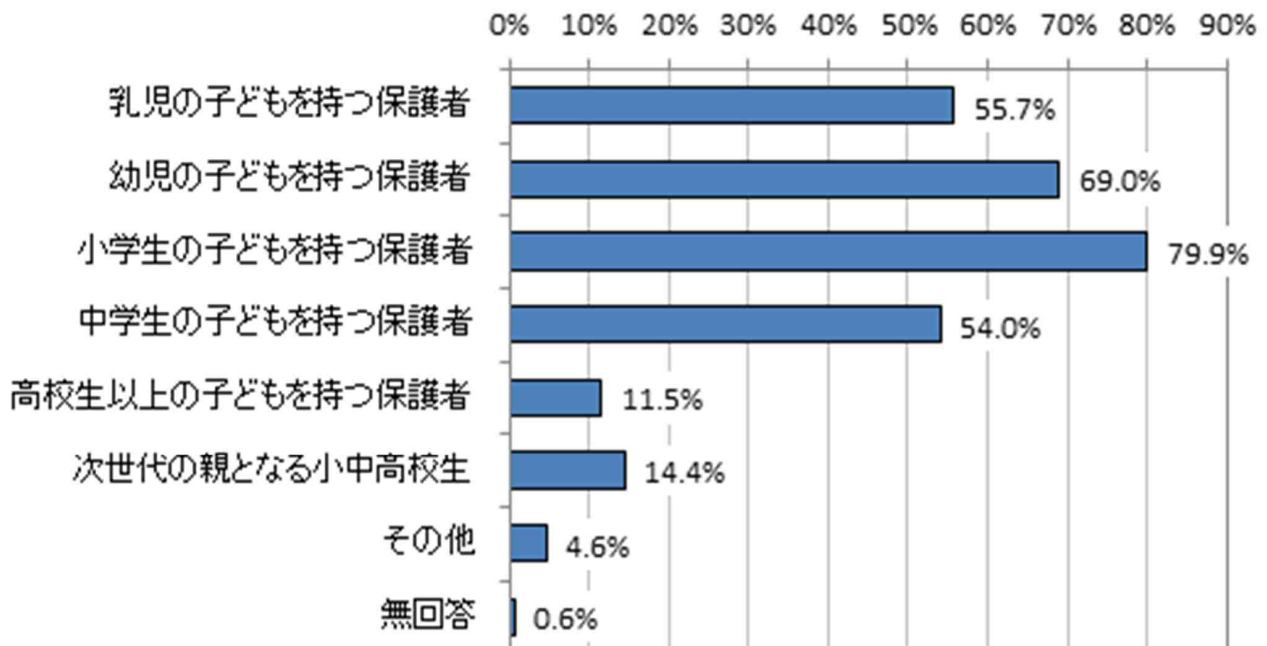
連携先としては、「教職員」「保健センター、医療機関」の割合が高い。



39

家庭教育支援チームの支援対象

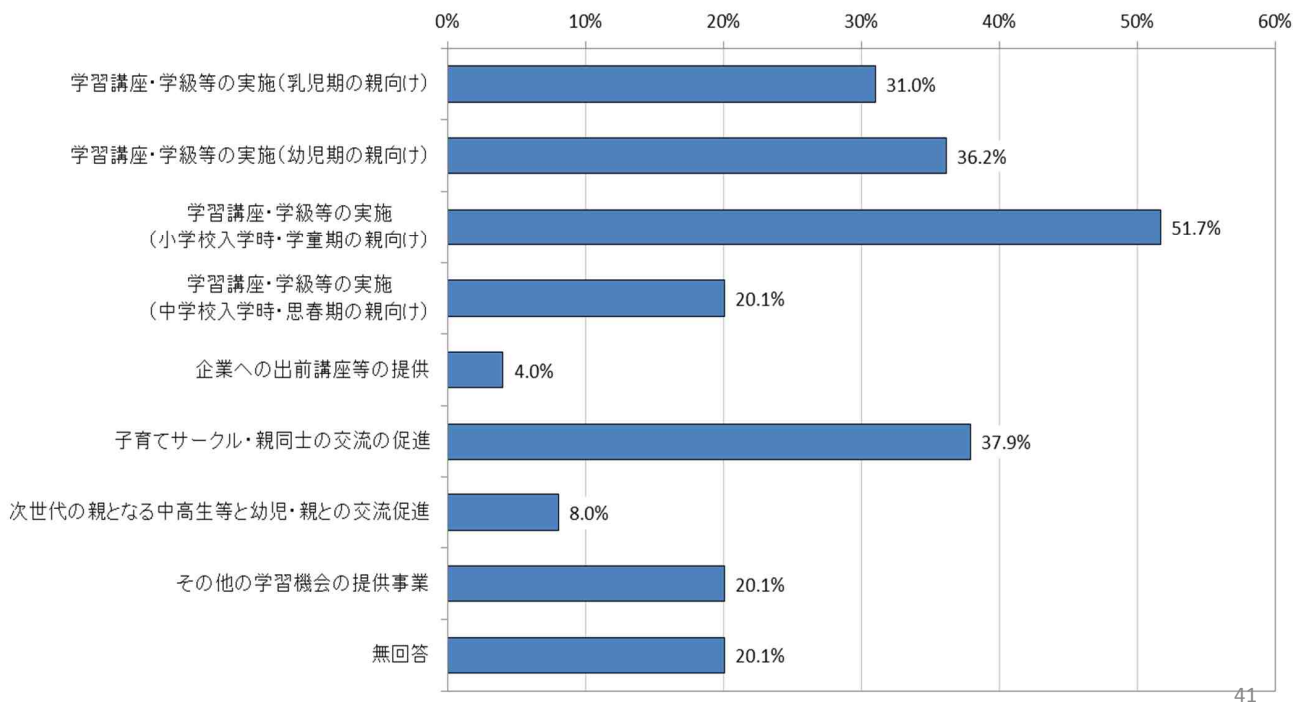
家庭教育支援チームが支援対象とする保護者は、「小学生の子どもを持つ保護者」「幼児の子どもを持つ保護者」の割合が高い。



40

家庭教育支援チームの活動（学習機会の提供）

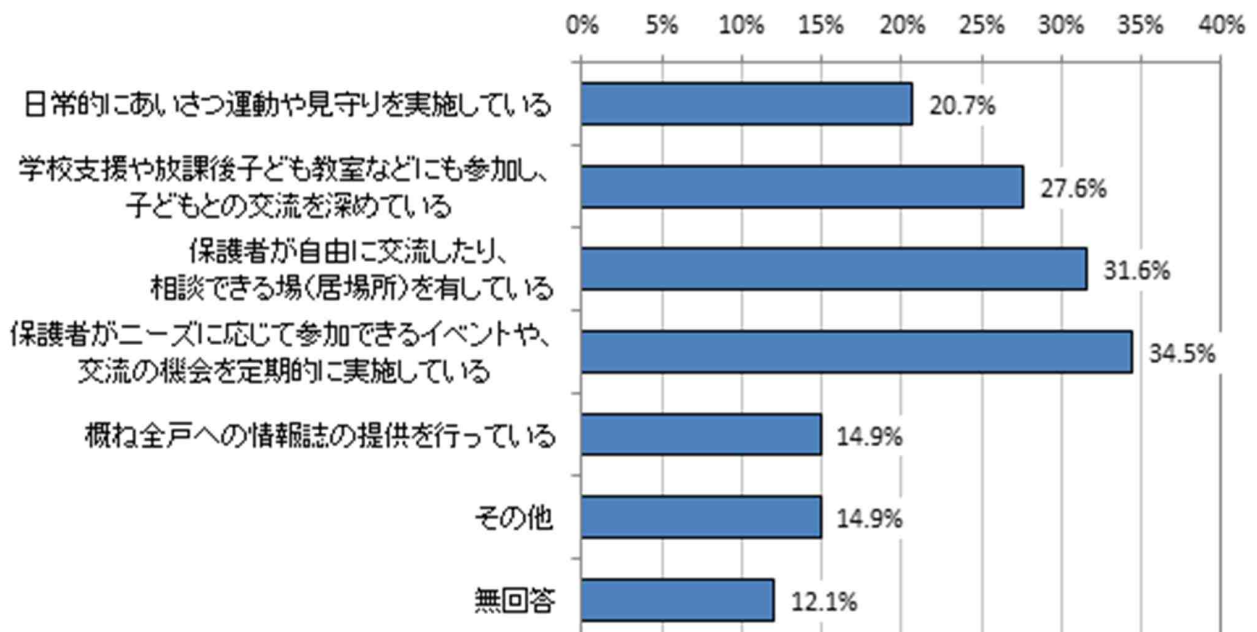
講座等の学習機会の内容についてみると、「学習講座・学級等の実施（小学校入学時・学童期の親向け）」が最も割合が高い。



41

家庭教育支援チームの活動（つながりづくり）

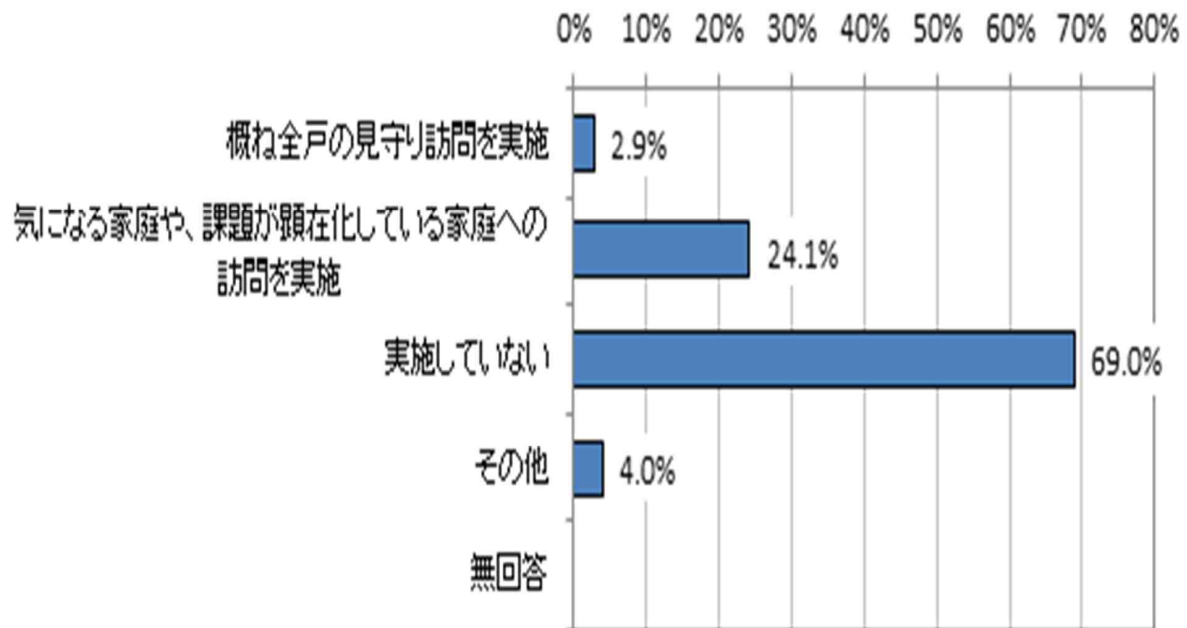
家庭とのつながりづくりや交流についての取組は、「保護者がニーズに応じて参加できるイベントや、交流の機会を定期的実施している」、「保護者が自由に交流したり、相談できる場(居場所)を有している」の実施割合が高い。



42

家庭教育支援チームの活動（訪問支援①）

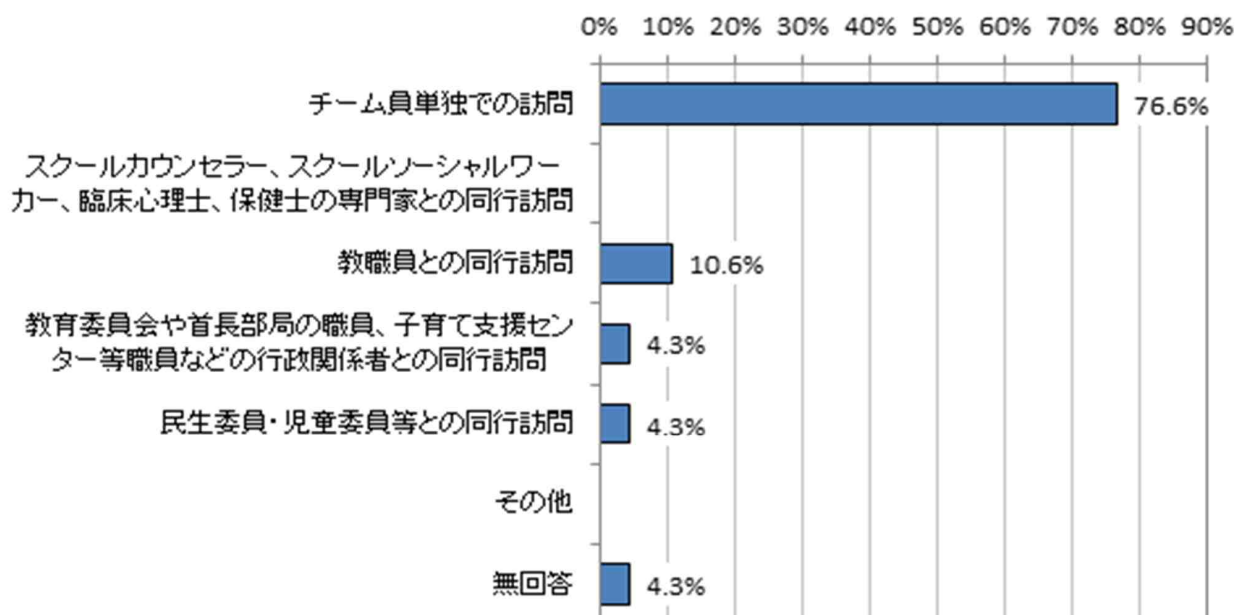
家庭への訪問による相談・情報提供支援の実施状況を見ると、69.0%が「実施していない」と回答している。



43

家庭教育支援チームの活動（訪問支援②）

家庭等への主な訪問形態についてみると、「チーム員単独での訪問」が76.6%と最も割合が高くなっている。

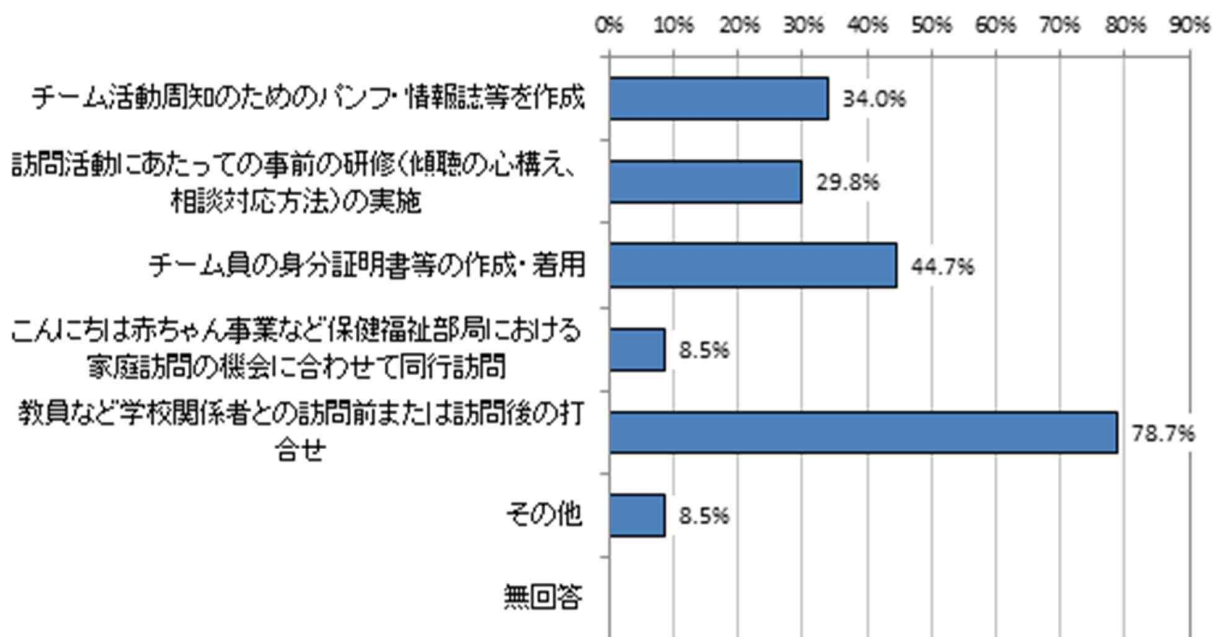


44

家庭教育支援チームの活動（訪問支援③）

家庭等への訪問による家庭教育支援のための創意工夫についてみると、「教員など学校関係者との訪問前または訪問後の打合せ」が最も高く、次いで「チーム員の身分証明書等の作成・着用」となっている。

その他の内訳としては、「訪問員のストレス緩和」「不在の場合に連絡票を投函」など。



45

家庭教育支援チームの取組事例①

地域人材による家庭教育支援チーム型支援

◆「だんぼの部屋」～学校のなかに誰でも気軽に立ち寄れる部屋をつくりました～
(新潟県南魚沼市家庭教育支援チーム)

【構 成 員】

家庭教育サポーター(民生児童委員等)、ボランティアリーダー(主婦)、PTA関係者など。
ここでは、単なる子育ての先輩、地域のおせっかい屋さんに変身して活動。

【活動の拠点】

小学校1階の一室。チーム員や読書ボランティア、地域の方などが常駐。
専用のプザーがあり、子どもや保護者、中高生などが気軽に立ち寄れる場所となっている。

【活動内容】

- 親子ものづくり教室、料理教室など楽しみながら交流を図る機会の提供
- 読み聞かせのコツなどを学ぶ図書ボランティア養成講座
- 発達障害や児童虐待対応などをテーマにした学習会の実施
- 朝夕の“一声・声がけ”訪問や「だんぼ通信」を届ける活動
- 学校や担任の先生と連携して心配な保護者の対応を検討

【効 果】

- 親子で共同作業する楽しさや役立つ自分を発見できた。
- みんなが安心してつぶやける場所、みんなの力が発揮できる場所ができた。
- 短い訪問時間でも回数を重ねることで、学校に足を運ばなかった保護者が「だんぼの部屋」や学校行事に来るようになった。また、校内に設置したことで、子どもの会話から状況理解ができ、学校との信頼関係を築くことができた。
- 1小学校区での実施から市内4小学校区に「だんぼの部屋」拡大



「だんぼの部屋」の様子

46

家庭教育支援チームの取組事例②

家庭を開き、地域とのつながりをつくる

◆気軽な集い・語らいの場となるカフェ形式の交流の場

(山形県村山市教育委員会、NPO法人ポポーの広場)

【カフェ形式の語り場の設立】

- ・平成19年度に、地域ぐるみで子育て家庭を支援しようと、子育て応援団を立ち上げた。
- ・子育て応援団から、市家庭教育推進協議会の下で支援チームとなった。それを機に、親たちが気軽に集い語り合える場を作ろうと取り組んできた。親たちをさりげなく適切にサポートするには、親子が足を運びたくなる楽しい語り場として「カフェ」が望ましいと考えた。
- ・親子と支援者がふれあう「カフェ」を定期的に開催しながら、いつか常設の「ひろば」を運営したいという思いがチーム全体に強まった。

【ひろばの運営(NPO法人格を取得)】

- ・平成22年に、村山市は新設の「親子交流ひろば」を民間に委託することを決めた。協議会解散後、任意団体として独自に活動しようと考えていたポポーのひろばは、NPO法人となり、念願の「ひろば」を運営することになった。支援チームであった時からの「子育て家庭に『ふれあい』と『学び』の機会を提供する」という目的はそのままに、「よりよい子育て環境の実現に向けて」という一回り大きな目的を加えて、自主企画も積極的に行っている。

【取組例や効果】

- ・母子だけのキャンプと、父子だけのキャンプを別々に行い、母性と父性の違いを知って互いに思い合った。地域や学生のボランティアがサポートし、感謝し合う場面も数多かった。
- ・子育て応援団は「くるみの会」として、ポポーのひろばの活動をサポートしている。



世代間交流カフェ



「親子交流ひろば」



母子だけのママチル・キャンプ



父子だけのパパチル・キャンプ

47

家庭教育支援チームの取組事例③

課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

◆地域人材からスクールソーシャルワーカーに！

～スクールソーシャルワーカーがリーダーの家庭教育支援チーム～

(和歌山県湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」)

【経 緯】

スーパーバイザーの指導のもと、子どもや家庭の支援に経験豊富な元保育所長が、研修を受けてスクールソーシャルワーカー(SSW)となり、このSSWをリーダーとした家庭教育支援チームを結成。

【構 成 員】

子育てサポーターリーダー、SSW、元教職員、民生児童委員、保育士、保健師等

【活動内容】

○就学前の幼児、小・中学生をもつ保護者向け情報誌を毎月発行。
町内を3地域に分け、小・中学生の全家庭を訪問し、早期対応。

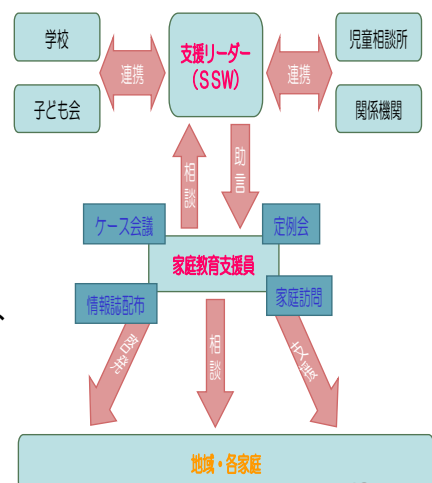
○保護者や学校からの相談に対して、学校・教育委員会・支援チームなどでケース会議を行い、効果的な支援方を検討。

【効 果】

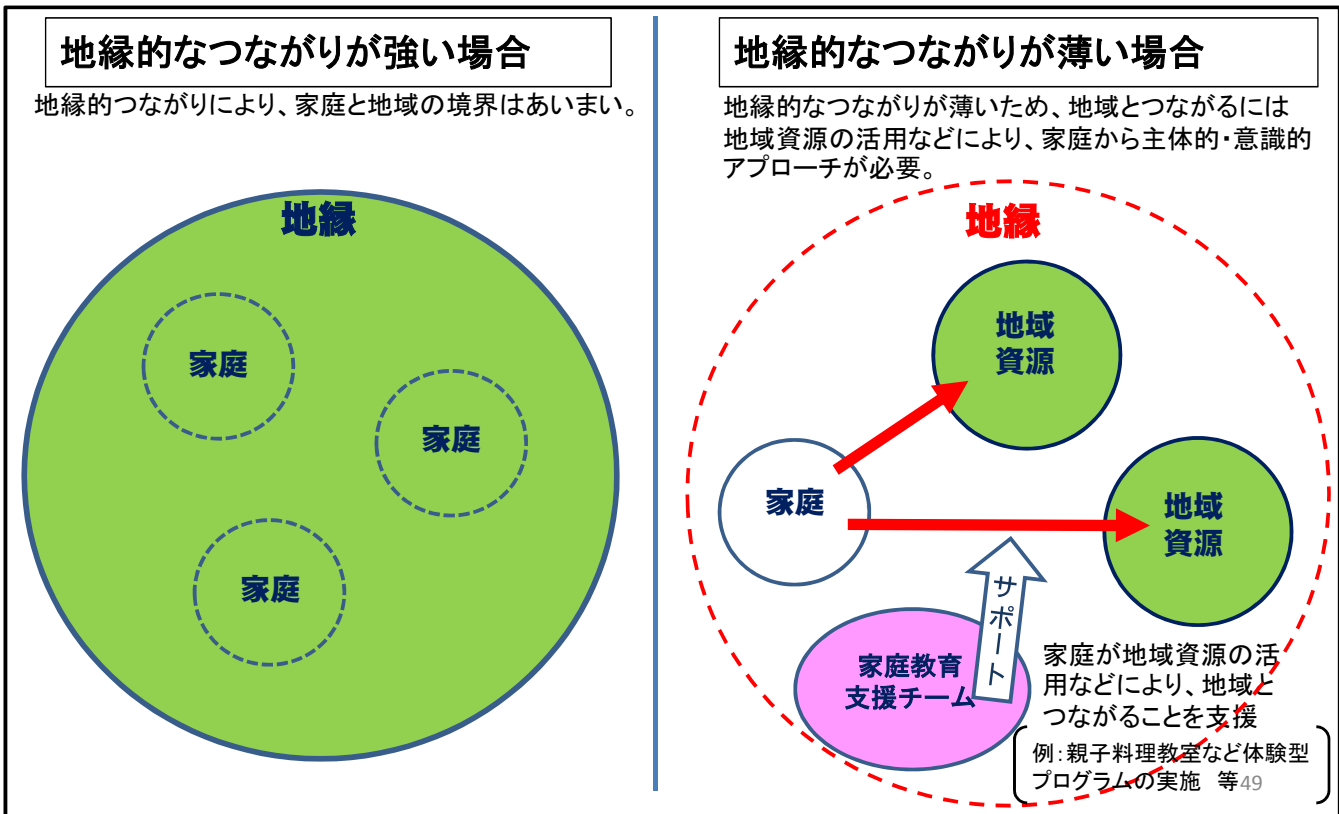
※SSWや支援チーム員が学校と保護者のパイプ役として大きな役割を果たし、家庭訪問の際、学校での子どもの様子を保護者にさりげなく伝えることで、保護者の学校に対する理解が進み、信頼関係も築けるようになってきた。

※学校にとっても、子どもの家庭内での様子を知ることができ、生徒指導上の課題解決にもつながっている。

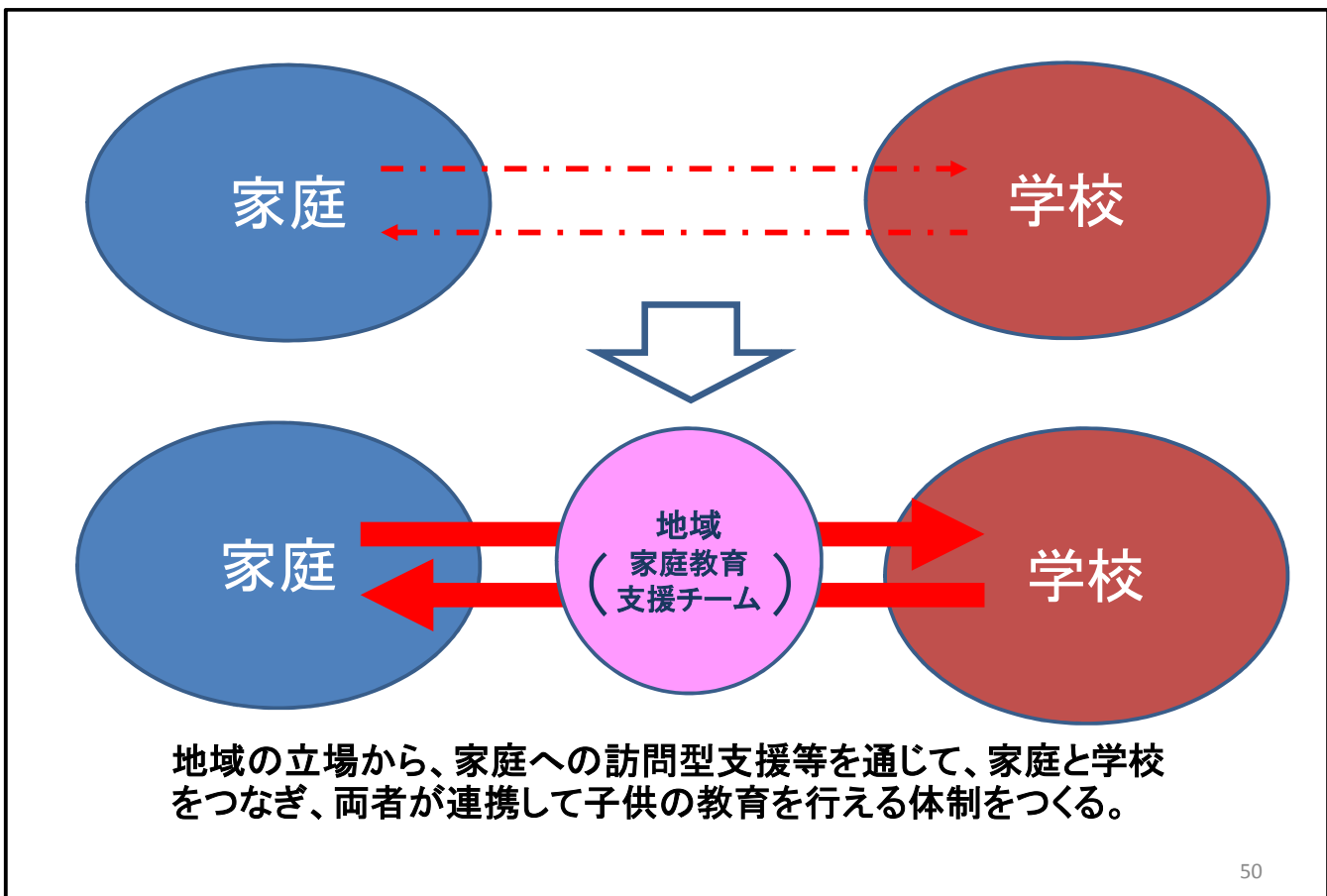
SSWと家庭教育支援員



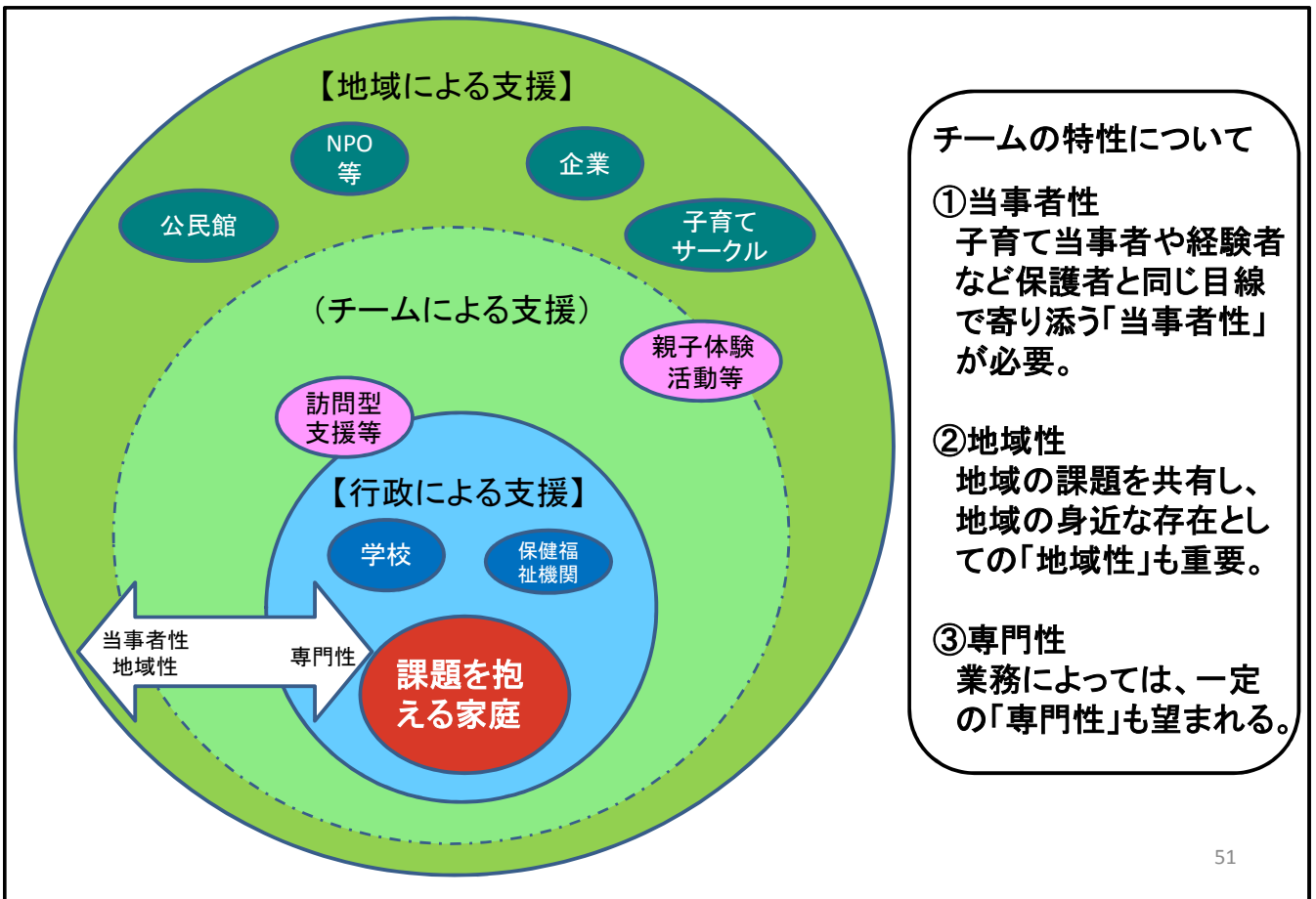
資料1：家庭教育支援チームの役割のイメージ(家庭と地域のつながり)



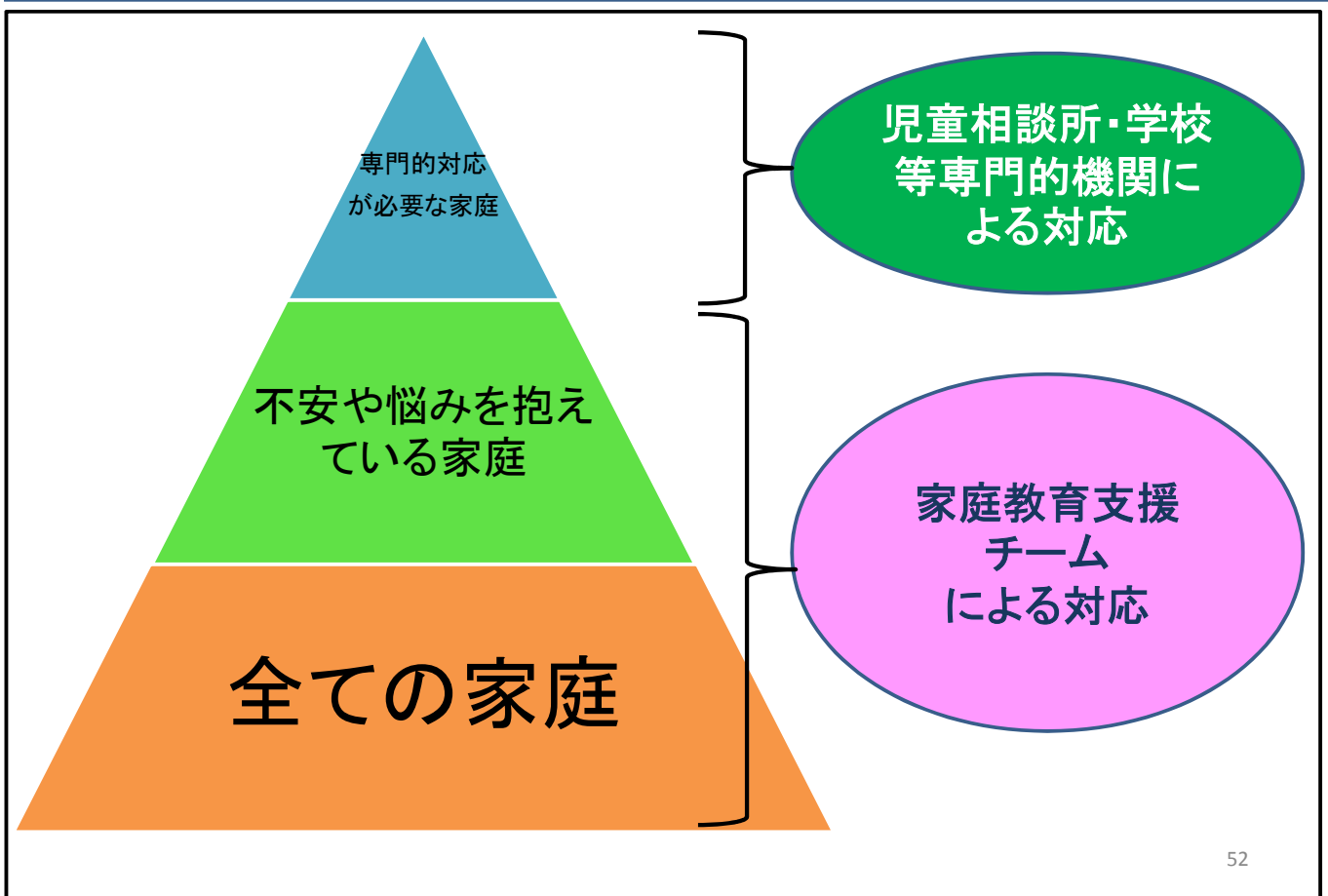
資料2：家庭教育支援チームの役割のイメージ(家庭と学校をつながり)



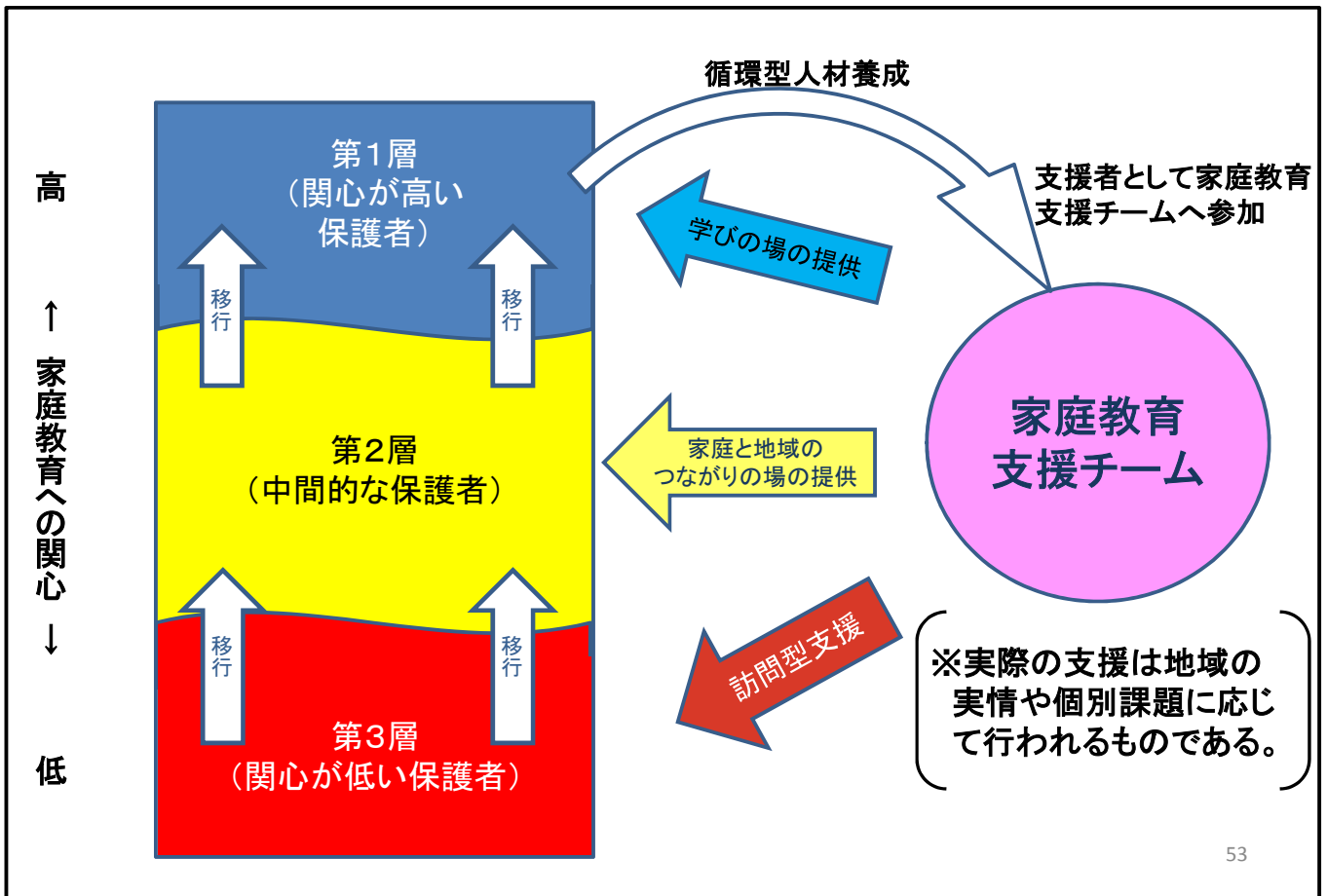
資料3:家庭教育支援チームの特性について(地域・家庭・行政との関係)



資料4:家庭教育支援チームの主たる支援対象範囲イメージ



資料5:家庭教育支援の支援モデル(イメージ)



資料6:家庭教育支援チーム員に関係すると考えられる知識・ノウハウ

(1) 家庭教育支援チームのチーム員に関係すると考えられる知識・ノウハウのイメージ

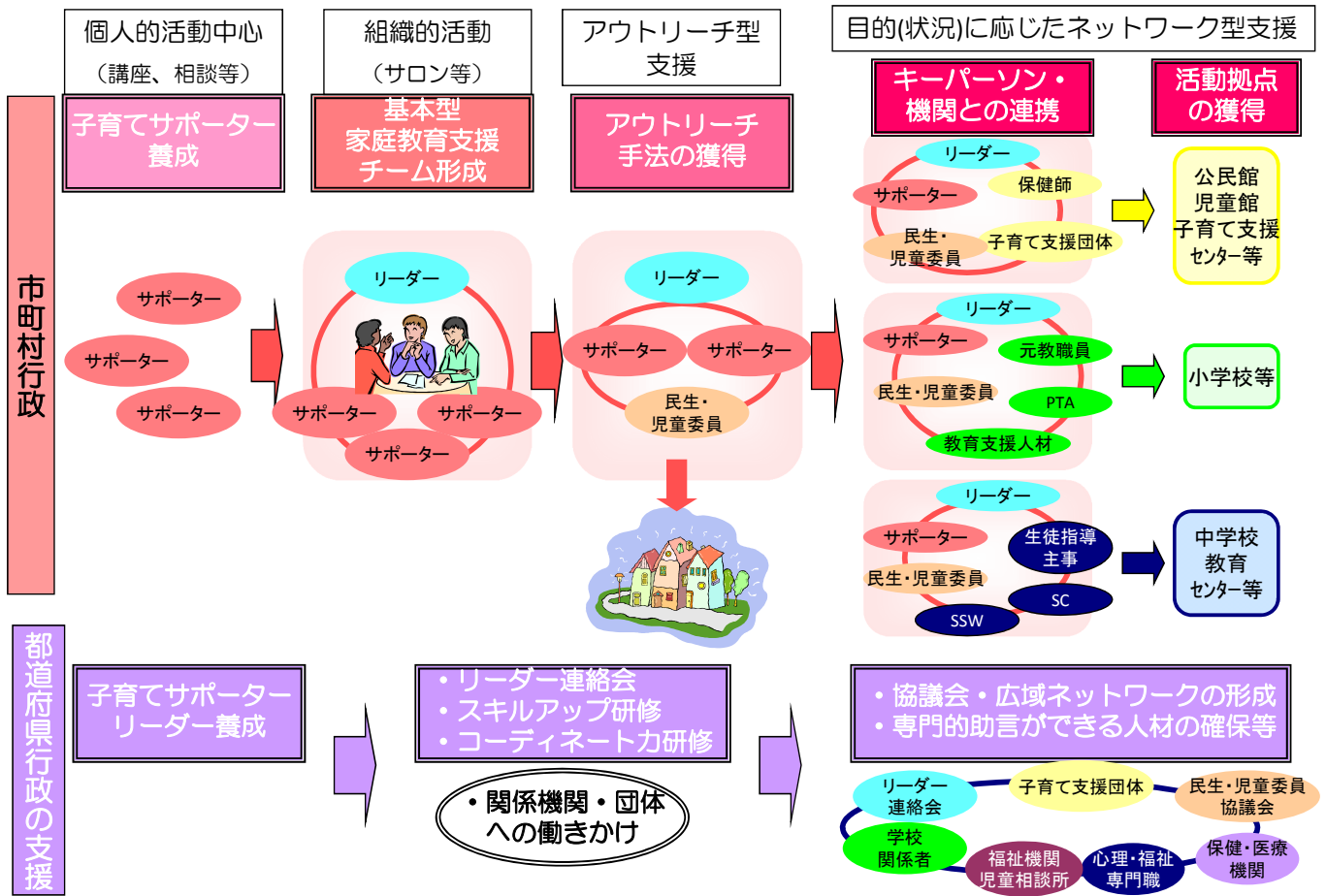
- 家庭、家庭教育支援に関すること
家庭を取り巻く課題、家庭教育支援に関すること など
- 子供に関すること
子供の成長・発達に関すること など
- 保護者の学習機会に関すること
ワークショップの手法 など
- 地域に関すること
情報収集・ネットワーク作り(地域情報の収集・活用方法) など
- その他
生活習慣づくり(食育、睡眠など)に関すること など

(2) 訪問型支援を行う場合に関係すると考えられる知識・ノウハウのイメージ

- 課題を抱える家庭の現状
ひきこもり、児童虐待、人権教育、経済格差 など
- 学校における課題・取組
SSWの取組、学校との連携方策 など
- 社会福祉
児童家庭福祉、行政における社会福祉の取組 など
- 心理学関係
臨床心理学、発達心理学、行動療法 など
- 家庭訪問等に関する各種支援手法
NPOや民間機関の取組手法の紹介(カウンセリング技術など) など
- 実地研修
既存の訪問活動の随行 など

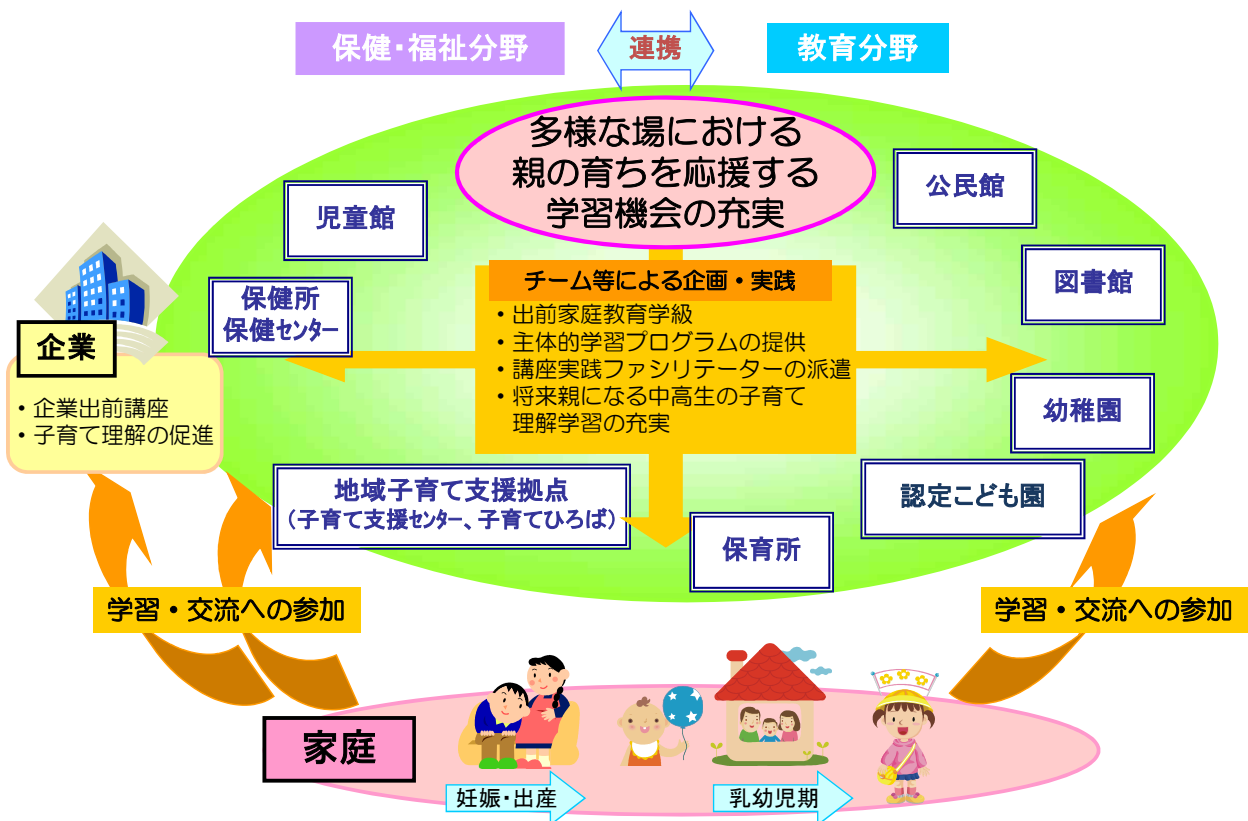
※実際の研修等は地域の
実情や業務の内容に応じて
行われるものである。

◆家庭教育支援チームイメージ図 ①家庭教育支援チーム形成へのプロセス



②乳幼児期の子育て支援の充実 (乳幼児期)

【主なねらい】 ○親の育ちを応援する学習機会の充実
 親の育ちのための学習プログラムの充実、多様な場を活用した学習機会の提供、将来親になる中高生の子育て理解学習の充実
 ○保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

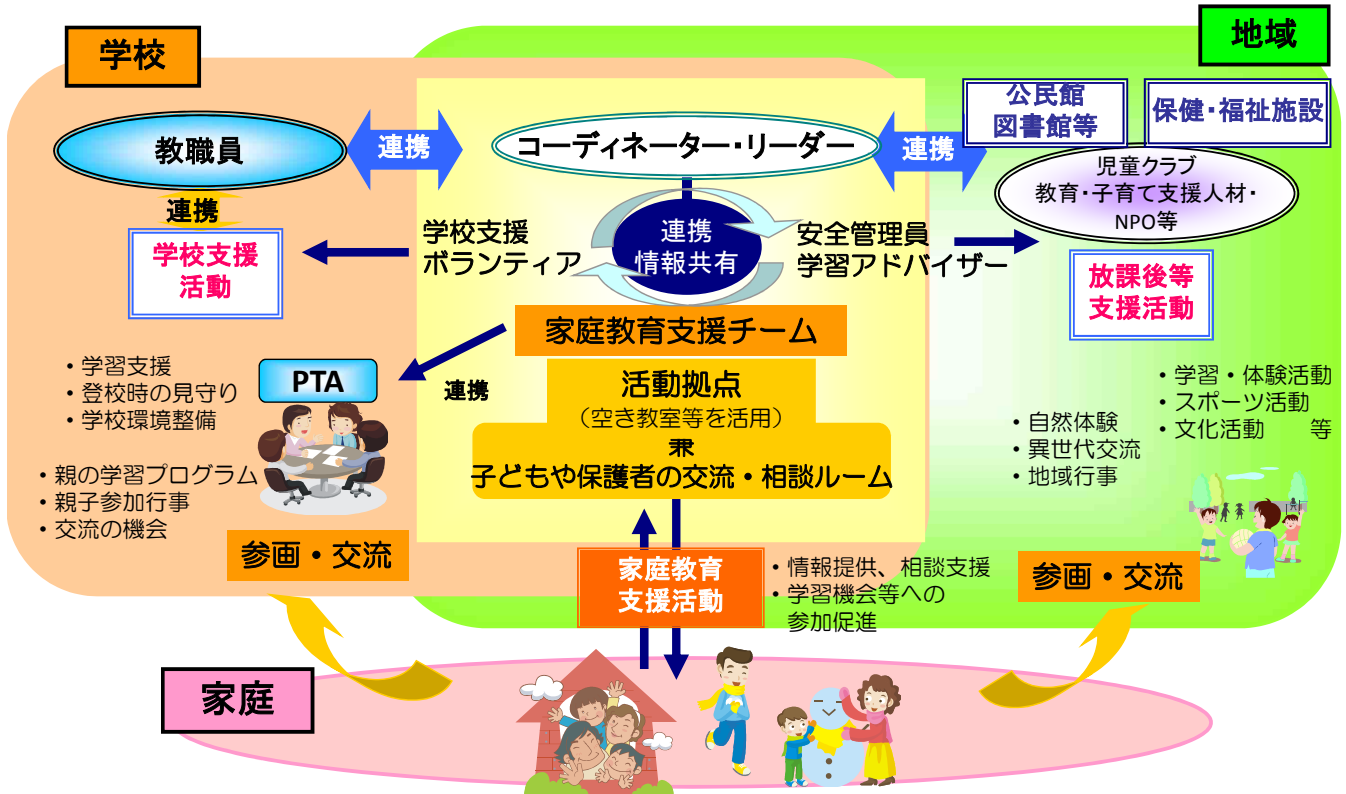


③家庭教育支援チームによる仕組みづくり

【学校・家庭・地域連携型】

(学童期)

【主なねらい】 ○学校・家庭・地域の連携した活動の推進
○地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及



④家庭教育支援チームによる仕組みづくり

【問題予防・早期対応型】

(学童期～思春期)

【主なねらい】 ○課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり
・家庭教育支援活動と学校との連携の推進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
・高校中退者の家庭に対する支援



5. 訪問型家庭教育支援の取組について



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,⁵⁹
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

訪問型家庭教育支援の取組の経緯

(1)「地域における家庭教育支援基盤形成事業」(平成20年度)

【事業の趣旨】

家庭の教育力の向上を図るため、身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進する手法の開発を行う。

【家庭教育支援チームの活動内容】

子育てサポーターリーダーや子育てサポーターを中心に、保健師、民生委員等の地域の人材から構成され、原則として小学校区を活動範囲とする「家庭教育支援チーム」を設置し、家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を実施する。

(2)「訪問型家庭教育相談体制充実事業」(平成21年度)

【事業の趣旨】

身近な地域における家庭教育支援を推進するため、地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、積極的かつきめ細かな相談体制の充実を図るための手法の開発を行う。

【訪問型家庭教育支援チームの活動】

子育てサポーターリーダーや子育てサポーターを中心に、保健師、民生委員等の専門家や、気軽な相談対応を受け持つ子育てOBの中高齢者等、地域の人材から構成され、原則として小学校区を活動範囲とする「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業を訪問して家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応を行う。

(3)「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」(平成22年度～現在)

【事業の趣旨】

地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみの学校安全体制の整備」「スクールヘルスリーダー派遣」の教育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることを可能とし、より充実した教育支援活動を支援する。

平成26年度補助事業によるチーム数(372チーム)のうち、訪問型家庭教育支援を実施しているのは283チーム

訪問型家庭教育相談体制充実事業

20年度予算額 1,153百万円
21年度予算額 354百万円

背景

○家庭の教育力の低下

都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

○教育振興基本計画

【施策】子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進

子育て経験者、民生委員や保健師などの専門家が連携し、チームを構成し支援するなど、身近な地域においてきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す。

訪問型家庭教育支援の実施

地方公共団体向け委託事業：94地域

地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業への訪問による情報や学習機会の提供、相談体制の充実を図り、積極的かつきめ細かな家庭教育支援を実施



「仕事などで学習機会への参加ができない…」

様々な状況の子育て中の親への支援

「家庭教育や子育てに無関心、孤立化している…」

事業内容を検証し、効果的手法等の情報提供による普及・啓発

学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金

家庭教育支援基盤形成事業

補助率：1/3
事業主体：都道府県、指定都市

家庭教育支援チームの普及・定着

地域支援人材の養成

学習機会の効果的な提供

身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援を広く実施

地域に「訪問型家庭教育支援事業」の活性化による一層の充実